

国別ジェンダー情報整備調査 ガーナ共和国

最終報告書

平成25年（2013年）3月

独立行政法人
国際協力機構（JICA）
株式会社エムアンドワイコンサルタント

基盤

JR

13-163

本報告書は、JICA が株式会社エムアンドワイコンサルタントに委託し、平成 24 年 10 月から 25 年 3 月までの期間に実施された文献調査及び現地調査結果に基づいて、JICA が当該国で援助を実施する上での参考資料として作成されたものです。記載されている全内容は JICA の公式見解を反映しているものではありません。

要 約

ガーナ国における女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み

ガーナ国における女性の概況

- (1) 女性世帯主世帯は、年齢や世帯の規模、教育レベルなどが同等の男性世帯主世帯に比べ、貧困ではないという調査結果が出ているが、平均的に女性世帯主世帯が男性世帯主世帯と比較してより貧困ではないとしても、女性世帯主世帯の貧困率を詳細に見ると、1992年から2006年の間に、女性世帯主世帯の貧困率は、北部の都市部でのみ増加しており、その増加の背景とともに、今後さらに増加することがないか注視していく必要がある。さらに、家庭内における女性の決定権や、土地や貸付などの資源へのアクセスが限られていることを考えると、貧困に対して最も脆弱なグループは、男性世帯主世帯内の女性である可能性もあり、世帯内の個々人の貧困のレベルにも留意する必要がある。
- (2) 女性の決定権は、通常は家庭の社会的な側面に限定されており、主な決定権は世帯の男性が握っている。しかし、女性が労働市場に参加したり、所得創出活動に従事したりすることにより家計への貢献が増すにつれて、世帯内の意思決定における女性の立場も強くなりつつある。
- (3) 中央レベルにおける政治や行政の意思決定機構への女性の参加は、依然として低調である。地方レベルの意思決定機構における女性の比率も一般的に低いままである。このような状況に対処するために、アフーマティブ・アクション政策の法制化が進行中である。
- (4) 女性と子どもに対する虐待や暴力の増加を受けて、1998年、ガーナ警察内に家庭内暴力・被害者支援室が設置された。2007年には、家庭内暴力法が成立した。

ジェンダーに関するガーナ政府の取り組み

- (1) 2004年、国家ジェンダーおよび児童政策が、ジェンダー・児童および社会保護省（以下ジェンダー省）によって策定された。2011年に同政策のレビューが行われ、ジェンダー省は、現在、ジェンダーに関する新しい政策を策定中である。新政策の概念的枠組みとして、①女性のエンパワーメント、生計手段、生産性、②女性の権利と司法へのアクセス、③ガバナンス、④女性のリーダーシップ、平和と安全保障、⑤マクロ経済と貿易、⑥性別役割分業とジェンダー関係、⑦セクターにおけるジェンダー格差、という7つの柱が設定されている。新政策の草案は、2013年3月末に完成予定である。
- (2) 1992年に制定されたガーナ国憲法の第17条(2)は、人種や宗教などとともに、ジェンダーに基づく差別を禁止している。同第12条(2)（ジェンダー等に係らず人権が保障されること）、第22条（配偶者の財産権）、第27条（女性の権利）は、直接的にジェンダーに関連した課題についての規定である。
- (3) 1985年以来、ガーナ政府は、伝統的な相続制度を再構築し、伝統的な相続制度から排除されがちな配偶者（妻）や子どもへ公正な財産分与がなされるよう、多くの法律を制定してきた。
- (4) 女性や子どもの権利を保護するための法律としては、1994年の刑法の修正法による、トロコシと呼ばれる儀礼的隷属状態や女性器切除などの文化的慣行の犯罪化、1998年の児童法による法定結婚年齢以下での児童婚や強制結婚の犯罪化、2006年の人身取引法、2007年の家庭内暴力法などがある。

ナショナル・マシナリー

- (1) ジェンダー省は、2001年1月に、ガーナのナショナル・マシナリーとして設立された。ジェンダー省の職務は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成や、子どもの生存・発達・成長、女性や子どもの権利の保護につながるような政策を立案し、あらゆるセクター

でジェンダー主流化を促進することである。

- (2) ジェンダー省の主な活動領域は、女性や子どもに関する政策やガイドライン・提言のための戦略の策定、国家の開発アジェンダに女性や子どもに関する政策を組み入れるための働きかけ、女性や子ども関連のプログラムやプロジェクトのモニタリングと評価、ジェンダー主流化のためのガイドライン・提言のための戦略の関係機関への提供、女性や子どもの地位の向上に関するガーナ政府の国際公約を実施するために必要な討議の機会や仕組みの提供、ジェンダー関連のプログラムや活動の調整、である。
- (3) ジェンダー省の自己評価によると、省の課題は、職場空間・予算・人員・設備・車輛が限られていること、職員の研修の機会が十分でないこと、ジェンダー省の職務に対する国民の理解がないこと、などである
- (4) 各省や郡議会に配属されているジェンダー担当行政官は、ジェンダー省と協力して業務を実施することが期待されている。しかし、一般的に、ジェンダー行政担当官の能力は低く、また、各省や郡における調整機能も弱いことが指摘されており、セクターや郡の政策策定プロセスにジェンダーの視点が十分に反映されているとはいえない状況である。

主要セクターにおけるジェンダー状況

教育分野

- (1) 基礎教育におけるジェンダー格差を埋めるために、ガーナ教育サービス・基礎教育課内の女子教育室によって、ジェンダー教育戦略計画が草案され、現在最終作業段階に入っている。
- (2) ガーナでは、過去 10 年間で、基礎教育の就学率について男女ともかなりの改善が見られた。幼稚園および初等教育レベルの就学に関しては、ガーナはジェンダー平等を達成しつつある。
- (3) 初等教育を修了した生徒の約 90%は中等学校に進学する。しかし、中等学校修了率は、男子が 70.4%で、女子が 63.0%に留まる。貧困や親が女子の教育に価値を見出していないこと、学校までの距離、教育の質の低さなどに加え、早期婚と十代の妊娠が、女子の低い修了率の要因となっているのではないかと考えられる。
- (4) 高等学校教育の総就学率は、男子 39.7%、女子 34.4%である。女子生徒の就学を奨励するために宿舍の建設などが進められてはきたものの、これまでの女子教育支援が基礎教育に重点を置いており、基礎教育と基礎教育以降の教育をどのように橋渡しするかについては、多くの課題が残されていることが指摘されている。
- (5) ガーナの成人非識字率は、男性 21.7%、女性 34.7%である。教育省のノンフォーマル教育課は 1992 年から、国家機能的識字プログラムを開始し、現在第 3 期目を実施中である。
- (6) 一般的に、農村部の教育の質は都市部よりも劣り、学習達成度も悪くなりがちである。学校に女性の教員を配属することは女子教育にとってよい効果が期待できるが、有資格の教員ほど、地方には配属されたい傾向にあるのが現状である。

保健医療分野

- (1) 保健医療分野におけるジェンダー主流化を促進するために、2009 年、保健省によって保健セクタージェンダー政策が策定された。また、2000 年には、十代の妊娠や思春期の性、早期婚に焦点を当てた国家思春期リプロダクティブ・ヘルス政策が策定されている。
- (2) 過去 20 年の間に、女性の健康は改善を見せたが、妊産婦死亡率は、政府が設定した目標よりも依然として高い。2008 年に政府は、妊産婦の死亡は国家の緊急事態であると宣言し、妊婦が無償で保健医療へアクセスできるよう保障した。
- (3) 結婚している女性の 72%が出産の時期や子どもの数をコントロールしたいと考えているが、何らかの避妊法を実践している女性は 24%で、35%の女性は、これ以上子どもを望まないか、少なくとも 2 年以上は間隔を空けたいにも係らず、何の避妊法も実践していない。

- (4) 子どもの死亡は、都市よりも農村部で顕著である。教育をほとんど、もしくは全く受けていない母親の子どもは、教育を受けた母親の子どもよりも死亡率が高い。
- (5) ジェンダーの視点は、社会経済的、文化的に女性がリプロダクティブ・ライツを行使できない社会で HIV／エイズに取り組もうとする際には特に重要である。このような観点から、国家 HIV／エイズ戦略計画は、HIV に対する国家的な取り組みにおいて、ジェンダー主流化を推進する必要性を強調している。

農林水産業および農村開発分野

- (1) ガーナでは、成人女性の約 53%（農村部の女性の 71%）が農業に従事しており、その多くが食用作物を栽培し、ガーナの食用作物生産の 70%は女性によるものと言われている。
- (2) 食糧農業省は、農業セクターにおいて、ジェンダー平等を促進し、農村部の多様なニーズに対応することによって、国家の開発を促進するための手段としての持続可能な農業開発を進めることを目的として、ジェンダーと農業開発戦略を策定した。
- (3) 農業政策や事業におけるジェンダー主流化を促進するために、食糧農業省の中に、女性と農業局が設置されている。
- (4) ガーナの農村では、生産や収穫などの農作業において、明確な性別役割分業がある。一般的に、女性は食用作物栽培により多く従事し、男性は換金作物栽培により多く従事している。また、女性は、農産物の加工や取引において主要な役割を担っている。女性は、家事労働や育児の大半も担っており、男性にくらべ、労働負荷が大きい。
- (5) 女性の農業普及員は、男性の普及員に比べ、より多くの女性農民に普及活動をしていることが報告されているが、女性の普及員は、全普及員の 20%にしかない。
- (6) 文化的、制度的要因により、農村女性は、土地や労働力、資本へのアクセスが限られている。

雇用および経済活動分野

- (1) 憲法および労働法が、働く女性の権利の保護を保障している。
- (2) 職業別の男女の差は減少しているようであるが、概して、女性は補助的な業務に就くことが多く、組織の中核で仕事をすることは多くはない。
- (3) 女性が経営する事業は、事業を拡大するのに必要な財政的・制度的支援を十分には受けていない。女性経営者が事業を改善するために必要なことは、他の女性経営者とのネットワーク、管理とリーダーシップに関する研修、財務研修、市場アクセスに関する情報、技術に関する情報などである。
- (4) 2005年時点で、ガーナの公式・準公式の小規模金融機関のメンバー・預金者は、150万人に達すると報告されている。マイクロファイナンスの利用者（預金者および融資利用者）は、農村でも都市でも、圧倒的に女性が多い。
- (5) 都市のインフォーマル・セクターで、生活できる最低限の稼ぎしかない商売に従事している女性への支援は、現金よりも機材や材料を現物で渡したほうが収益性の高い商売が行われる傾向にある。小規模な事業を行っている女性のビジネス開発を進めるためにマイクロファイナンスへのアクセスが必要だとすれば、マイクロファイナンス機関は、物品での貸付（リース）や帳簿への記帳をはじめとする資金の運用の仕方など、より多彩な支援の仕方が必要かもしれない。

JICA 事業におけるジェンダー主流化状況およびジェンダー主流化に向けた教訓

プロジェクトの計画段階や実施段階におけるジェンダー主流化についての教訓を引き出し、今後の JICA 事業がよりジェンダーの視点に立った事業となるよう、JICA 事業のレビューを実施した。レビューを通して得られた主な知見・教訓は以下のとおりである。

- (1) プロジェクトのあらゆる段階で確実にジェンダー主流化を推進するためには、計画立案段階

でジェンダーの視点を取り入れ、プロジェクトが男性と女性それぞれにどのような影響があるのかを検討し、必要に応じてその影響を軽減する措置まで含んだ計画をすべてのプロジェクト関係者が共有する必要がある。

- (2) 経済インフラ整備など、それ自体がジェンダーを対象とした案件でなくても、ジェンダーの視点を取り入れた支援事例がある。
- (3) ガーナ側カウンターパートは、JICA 事業のみならず、それぞれの機関のジェンダー主流化に熱心である。カウンターパート機関のジェンダー主流化に対する関心が、よりジェンダーの視点に立った JICA 事業の実施に貢献しているように思われる。

ガーナ国におけるジェンダー課題とジェンダー主流化に関する開発援助事業実施上の留意点

- (1) 女性の経済的エンパワーメントと教育をとおした女性のエンパワーメントが、世帯内の意思決定への女性の参加を促進することから、女性のエンパワーメントを支援することは重要である。
- (2) 事業を立案する際には、男女の異なる役割や、資源へのアクセスやコントロールにおけるジェンダーに基づいた格差を把握するために、当該分野のジェンダー分析を実施する必要がある。そして、ジェンダー分析の結果は、プロジェクト・デザイン・マトリックス (PDM) に、指標や成果、男女のニーズに対応した特別な活動として、統合されるべきである。
- (3) 州や郡レベルで実施される JICA 事業において、各省や郡議会のジェンダー担当行政官が、ジェンダーのリソースパーソンとして機能する可能性もあるのではないだろうか。ジェンダー担当行政官の機能が今以上に強化されれば、JICA 事業に、日本人の専門家等では気づかないようなジェンダーの視点を提供してくれる可能性がある。

略語表

【日英対訳】

CIDA	Canadian International Development Agency	カナダ国際開発庁
DFID	Department for International Development	英国国際開発省
FASDEP	Food and Agriculture Development Sector Policy	食糧・農業セクター開発政策
GADS	Gender and Agricultural Development Strategy	ジェンダーと農業開発戦略
GDO	Gender Desk Officer	ジェンダー担当行政官
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GLSS	Ghana Living Standards Survey	ガーナ生活水準調査
GNI	Gross National Income	国民総所得
GPRS	Ghana Poverty Reduction Strategy/ Growth and Poverty Reduction Strategy	ガーナ貧困削減戦略／成長と貧困削減戦略
GRB	Gender Responsive Budgeting	ジェンダー予算化
HIV/ AIDS	Human Immunodeficiency Virus/ Acquired Immunodeficiency Syndrome	HIV／エイズ
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
MDG	Millennium Development Goal	ミレニアム開発目標
SMTDP	Sector Medium Term Development Plan	セクター中期開発計画

【英語のみ】

AfDB	African Development Bank
DANIDA	Danish International Development Agency
DV	Domestic Violence
EU	European Union
FAO	Food and Agriculture Organization
GDHS	Ghana Demographic and Health Survey
GEU	Girl' Education Unit
GHAMFIN	Ghana Micro Finance Institutions Network
GHS	Ghana Health Service
GSS	Ghana Statistical Service
IMCI	Integrated Management of Childhood Illness
JHS	Junior High School
m	million
MOWAC	Ministry of Women and Children's Affairs
NA	Not Available
NGO	Non-governmental Organization
NDPC	National Development Planning Commission
PMTCT	Prevention of Mother-to-Child HIV Transmission
PPP	Purchasing Power Parity
UNDP	United Nations Development Programme
UNFPA	United Nations Population Fund
UNICEF	United Nations Children's Fund
UNW	United Nations Women
USAID	United States Agency for International Development
WFP	World Food Programme
WHO	World Health Organization

地 図



目 次

要約	i
略語表	v
地図.....	vi
目次	vii
1. 基礎指標	1
1.1 社会経済関連指標	1
1.2 教育関連指標	2
1.3 保健医療関連指標	3
1.4 ミレニアム開発目標 (MDGs) 指標	4
1.5 ジェンダー関連情報（女性の政治参加、条約、法律等）	5
2. ガーナ国における女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み	6
2.1 ガーナ国における女性の概況	6
2.2 ジェンダーに関するガーナ政府の取り組み	12
2.3 ナショナル・マシナリー	16
3. 主要セクターにおけるジェンダー状況	19
3.1 教育分野	19
3.2 保健医療分野	23
3.3 農林水産業および農村開発分野	26
3.4 雇用および経済活動分野	30
4. JICA事業におけるジェンダー主流化状況およびジェンダー主流化に向けた教訓	33
5. ガーナ国におけるジェンダー課題とジェンダー主流化に関する開発援助事業実施上の留意点	36
5.1 女性のエンパワーメント支援.....	36
5.2 案件形成段階におけるジェンダーの視点の取り入れ.....	36
5.3 ジェンダーに関する情報源としてのガーナ側カウンターパートの活用	37
6. 国際機関・その他機関のジェンダー関連戦略および援助事業	38
6.1 主要二国間援助機関のジェンダー関連戦略.....	38
6.2 国際機関・その他機関によるジェンダー関連援助事業リスト	38
7. ジェンダー関連の情報源	40
7.1 関連機関／組織・人材リスト.....	40
7.2 関連資料および文献リスト	41
8. 用語・指標解説	42
9. 参考文献.....	44

1. 基礎指標

1.1 社会経済関連指標

国際開発指標

年	人間開発指数		ジェンダー開発指数		ジェンダーエンパワーメント測定	ジェンダー不平等指数		参照
	Value	Rank	Value	Rank		Value	Rank	
2011	0.541	135				0.598	122	(1)
2005	0.553	135	0.549	117	NA			(2)

人口指標

年	人口		都市人口		参照
	総人口	女性人口比率	都市人口比率	女性人口比率	
2010	24,658,823	51.2%	50.9%	NA	(3)
2006	22.2 million	51.5%	NA	NA	(4)
年	年平均人口増加率	中位年齢	世帯主別世帯比率		参照
			男性世帯主世帯	女性世帯主世帯	
2010	2.4% ⁽⁷⁾	20	65.3%	34.7%	(3)(7)
2006	2.4% ⁽⁷⁾	NA	70.5%	29.5%	(4)(7)

経済指標

年	一人当たり国民総所得 (GNI)	国内総生産 (GDP) 成長率	インフレ率	ジニ指数	政府開発援助 助額/GNI	参照
2011	USD 2,392	14.4%	8.7%	NA	5.3% ⁽⁷⁾ ('10)	(5)(7)
2006	USD 850	6.4% ⁽⁷⁾	10.9%	42.8 ⁽⁷⁾	6.1% ⁽⁷⁾	(6)(7)

部門別公共支出 (対政府総支出)

年	保健医療	教育	雇用・社会福祉	農業	国防	参照
2012	13.5%	22.5%	0.3%	2.0%	2.0%	(8)
2005	10.0%	NA	NA	NA	2.6%	(7)

産業比率 (対 GDP)

年	農業	鉱工業	サービス	参照
2011	25.6%	25.9%	48.5%	(5)
2006	30.4%	20.8%	48.8%	(6)

労働指標

年	労働力率		失業率 (15 歳以上)		名目最低賃金 (セディ)	参照
	男性	女性	男性	女性		
2010	71.6% ⁽⁷⁾	66.8% ⁽⁷⁾	5.4% ⁽³⁾	6.3% ⁽³⁾	3.7 ⁽⁵⁾ (2011)	(3)(5)(7)
2006	71.0% ⁽⁷⁾	66.6% ⁽⁷⁾	3.5% ⁽⁴⁾	3.6% ⁽⁴⁾	1.6 ⁽⁶⁾	(4)(6)(7)

産業別労働比率

年	農業	鉱工業	サービス	参照
2010	41.6%	15.4%	43.0%	(3) に基づき計算
2006	57.2%	13.6%	29.1%	(7)

携帯電話・インターネット普及率

年	携帯電話所有率				インターネット使用率				参照
	都市		農村部		都市		農村部		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
2010	68.1%	59.2%	36.1%	23.4%	17.0%	8.9%	2.9%	1.4%	(3)

グローバル・ジェンダーギャップ指標

年	2012	2006	参照
総合	71 位 / 135 カ国	58 位 / 115 カ国	(9)(10)
経済活動への参加と機会	26 位	5 位	
労働参加における男女比	2 位	3 位	
同一労働における賃金の男女比	8 位	NA	
推定所得の男女比 (PPP USD)	30 位	4 位	

(1) UNDP, "Human Development Report 2011"

(2) UNDP Ghana, "Ghana Human Development Report 2007"

(3) Ghana Statistical Service (2012) "2010 Population and Housing Census – Summary Report of Final Results"

(4) Ghana Statistical Service (2008) "Ghana Living Standard Survey Report of the Fifth Round (GLSS 5)"

(5) Ghana Statistical Service (2012) "Ghana's Economic Performance 2011"

(6) Ghana Statistical Service (2010) "Ghana's Economic Performance 2009"

(7) The World Bank Website (World Development Indicators), 2012 年 12 月 27 日アクセス

(8) Ministry of Finance and Economic Planning "The 2012 Budget Statement and Economic Policy of the Government of Ghana" に基づき計算

(9) World Economic Forum (2012) "The Global Gender Gap Report 2012"

(10) World Economic Forum (2006) "The Global Gender Gap Report 2006"

1.2 教育関連指標

教育制度	11 年間の無償基礎教育（幼稚園 2 年、小学校 6 年、中等学校 3 年）、3 年間の高等学校、3 年もしくは 4 年間の高等教育（ポリテクニクと教員養成大学は 3 年）						参照
成人識字率	年	計	男性	女性			参照
	2010	71.5%	78.3%	65.3%			(11)
	2006	50.9%	62.7%	40.3%			(12)
幼稚園	年	総就学率		就学比率			参照
		計		男児	女児		
	2011	99.4%		50.3%	49.7%		(13)
	2005	77.7%		51.2%	48.8%		(14)
初等教育	年	総就学率			純就学率		参照
		計	男児	女児	計	男児	女児
	2011	96.5%	97.9%	94.9%	81.7%	82.5%	80.8%
	2005	86.6%	88.7%	84.6%	69.0%	69.8%	68.1%
	年	修了率					参照
		計	男児	女児			
	2011	93.7%	95.4%	91.9%			(13)
	2005	74.8%	77.8%	71.8%			(14)
中等学校教育	年	総就学率			純就学率		参照
		計	男性	女性	計	男性	女性
	2011	80.6%	83.0%	78.1%	46.1%	46.9%	45.3%
	2005	73.3%	78.5%	67.9%	41.6%	41.5%	41.7%
	年	修了率					参照
		計	男性	女性			
	2011	66.8%	70.4%	63.0%			(13)
	2005	63.4%	72.4%	53.9%			(14)
高等学校教育	年	総就学率			純就学率		参照
		計	男性	女性	計	男性	女性
	2011	37.1%	39.7%	34.4%	NA	NA	NA
	2005	25.5%	28.6%	22.4%	NA	NA	NA
技術・職業訓練教育	年	技術・職業訓練教育機関就学者数					参照
		計	男性	女性			
	2011	79,986	50,088 (62.6%)	29,898 (37.4%)			(13)
	2005	31,466	15,766 (50.1%)	15,700 (49.9%)			(14)
教員養成大学	年	教員養成大学就学者数					参照
		計	男性	女性			
	2011	28,200	16,432 (58.3%)	11,768 (41.7%)			(13)
	2005	24,774	13,227 (53.4%)	11,547 (46.6%)			(14)
高等教育	年	ポリテクニク就学者数			公立大学の生徒数		参照
		計	男性	女性	計	男性	女性
	2009	43,682	30,519 (69.9%)	13,163 (30.1%)	107,640	72,656 (67.5%)	34,984 (32.5%)
グローバル・ジェンダーギャップ指標	年	2012		2006		参照	
教育		113 位／135 カ国		94 位／115 カ国		(16)(17)	
識字率の男女比		112 位		99 位			
初等教育における純就学率の男女比		1 位		1 位			
中等教育における純就学率の男女比		112 位		94 位			
高等教育における総就学率の男女比		117 位		98 位			

(11) Ghana Statistical Service (2012) “2010 Population and Housing Census - Summary Report of Final Results”

(12) Ghana Statistical Service (2008) “Ghana Living Standard Survey Report of the Fifth Round (GLSS 5)”

(13) Data of 2011/2012 academic year from the Education Management Information System (EMIS), Ministry of Education

(14) Data of 2005/2006 academic year, 同上

(15) Data of 2009/2010 academic year, 同上

(16) World Economic Forum (2012) “The Global Gender Gap Report 2012”

(17) World Economic Forum (2006) “The Global Gender Gap Report 2006”

1.3 保健医療関連指標

出生時平均余命（歳）		計	男性	女性		参照
	2009	60	57	64		(18)
	2005	57	56	58		(19)

保健医療労働力	年	医師一人当たりの人口	看護師一人当たりの人口	参照
	2009	11,929 人	971 人	(20)
	2005	17,899 人	1,508 人	

リプロダクティブ・ヘルス	年	妊産婦死亡率	合計特殊出生率	避妊実行率	産前健診受診率（最低 1 回）	参照
	2010	350/ 100,000	4.2	23.5% (2008) ⁽²¹⁾	90.1% (2008) ⁽²¹⁾	(18)(21)
	2005	540/ 100,000	4.1	25.2% (2003)	90% (2003)	(19)

	年	助産専門技能者による出産	妊婦貧血率	平均初婚年齢	15-19歳の女性 1000人当たりの出生数	参照
	2008	54.7% ⁽²¹⁾	70% ⁽²³⁾	NA（男性） 19.8（女性） ⁽²³⁾	70 (2006) ⁽²¹⁾	(21)(23)
	2005	47% (2003)	NA	25.4（男性） 21.1（女性） ⁽²²⁾	74 (2001)	(19)(22)

乳児死亡率・5 歳未満児死亡率（1000 人当たりの死亡数）	年	乳児死亡率（1000 人当たり）			5 歳未満児死亡率（1000 人当たり）			参照
		計	男児	女児	計	男児	女児	
	2008	NA	58	49	NA	93	76	(23)
2005	68	NA	NA	112	NA	NA	(19)	

ワクチン接種率（1 歳児）	年	はしか	三種混合	BCG ⁽²¹⁾	ポリオ ⁽²¹⁾	HepB3	ヒブ 3	参照
	2010	93%	94%	99%	94%	94%	94%	(18)(21)
	2005	83%	84%	99%	85%	84%	NA	(19)(21)

栄養状態	年	低体重児の割合	慢性栄養不良児の割合	ヨード欠乏症	経口補水療法使用率	参照
	2010	14.3% (2005-2011)	28.6% (2005-2011)	NA	51.9% ⁽²³⁾	(18)(23)
	2003	18.8%	35.6%	NA	NA	(19)

安全な飲料水および改善された衛生施設を利用できる人口	年	安全な飲料水へのアクセス	改善された衛生施設へのアクセス	参照
	2010	86%	14%	(18)
	2004	88%（都市）、64%（農村部）	27%（都市）、11%（農村部）	(19)

HIV／エイズ	年	妊婦健診を受診した女性の HIV 感染率	15-49 歳の HIV 感染率 (%)	参照
	2009	2.9% ⁽²⁰⁾	1.8 (1.6 – 2.0) ⁽²¹⁾	(20)(21)
	2005	2.7% ⁽²⁰⁾	2.0 (1.8 – 2.2) ⁽²¹⁾	(20)(21)

グローバル・ジェンダーギャップ指標	年	2012	2006	参照
	健康と生存	105 位／135 カ国	89 位／115 カ国	(24)(25)
	出生時の男女比	1 位	1 位	
	健康寿命の男女比	109 位	96 位	

(18) WHO (2012) “World Health Statistics 2012”

(19) WHO (2007) “World Health Statistics 2007”

(20) Ghana Health Service (2010) “The Health Sector in Ghana – Facts and Figures 2010”

(21) WHO Website (Global Health Observatory Data Repository), 2012 年 12 月 28 日アクセス

(22) Ghana Statistical Service (2008) “Ghana Living Standard Survey Report of the Fifth Round (GLSS 5)”

(23) Ghana Statistical Service, Ghana Health Service and ICF Macro (2009) “Ghana Demographic and Health Survey 2008, Preliminary Report”

(24) World Economic Forum (2012) “The Global Gender Gap Report 2012”

(25) World Economic Forum (2006) “The Global Gender Gap Report 2006”

1.4 ミレニアム開発目標 (MDGs) 指標

(太字の数字は 2015 年までに達成されるべき目標)

目標 1：極度の貧困と飢餓の撲滅

指標	目標：2015 年までに国が設定する貧困ライン以下で暮らす人々の割合を半減させる		目標：飢餓に苦しむ人々の割合を半減させる	参照
	極度の貧困ライン (extreme poverty line) 以下で暮らす人の割合 (18.5%)	貧困ライン (upper poverty line) 以下で暮らす人の割合 (25.8%)	栄養不良児の割合 (低体重 15.5% / 慢性栄養不良 15%)	
2008	18.0% (2006)	28.5% (2006)	13.9% / 28%	(26)
1999	26.8%	39.5%	25% / 30.5% (1998)	

目標 2：普遍的な初等教育の達成

指標	目標：2015 年までに普遍的な初等教育を達成する(100%)			参照
	総就学率	純就学率	初等教育修了率	
2010	94.9%	83.6%	87.1%	(27)
1990	72.7%	54.0%	63.0%	(26)

目標 3：ジェンダーの平等の推進と女性のエンパワーメント

指標	目標：2015 年までに初等および中等教育における男女格差を解消する			参照
	初等教育における男児に対する女児の割合(1.0)	中等教育における男子学生に対する女子学生の割合 (1.0)	高等学校における女子学生の割合 (NA)	
2010	0.96	0.92	44.7%	(27)
2002	0.92	0.88	NA	(26)

目標 4：5 歳未満児死亡率の引き下げ

指標	目標：2015 年までに 5 歳未満児死亡率を 3 分の 2 引き下げる		参照
	5 歳未満児死亡率 (53)	予防接種率 (100%)	
2008	74 (2010) ⁽²⁸⁾	90% ⁽²⁶⁾	(26)(28)
1990	122	61%	(26)

目標 5：妊産婦死亡率の引き下げ

指標	目標：2015 年までに妊産婦死亡率を 4 分の 3 引き下げる		参照
	妊産婦死亡率 (調査による数字) (185)	助産専門技能者による出産 (100%)	
2008	350 (2010) ⁽²⁸⁾	54.7% ⁽²⁹⁾	(28)(29)
1990	740	40% (1988)	(26)

目標 6：HIV／エイズおよびマラリアの蔓延防止

指標	目標：2015 年までに HIV／エイズの蔓延を阻止し、減少させる (<1.5%)	目標：マラリアの罹患を阻止し、減少させる (NA)	参照
	HIV 感染率	5 歳未満児のマラリアによる死亡率	
2008	2.2%	NA	(26)
1999	1.5%	2.9% (2002)	

目標 7：環境の持続可能性の確保

指標	目標：2015 年までに、安全な飲料水と基礎的な衛生施設を持続可能な形で利用できない人々の割合を半減させる		参照
	安全な飲料水を利用できる人の割合 (78%)	改善された衛生施設を利用できる人の割合 (52%)	
2008	83.8%	12.4%	(26)
1999	56% (1990)	5% (1998)	

(26) NDPC and UNDP (2010) “2008 Ghana Millennium Development Goals Report”

(27) Ministry of Education (not dated) “Education Sector Performance Report 2010”

(28) WHO (2012) “World Health Statistics 2012”

(29) WHO Website (Global Health Observatory Data Repository)、2012 年 12 月 28 日アクセス

1.5 ジェンダー関連情報（女性の政治参加、条約、法律等）

公的・民間部門における女性の意思決定への参加

年	国会	政府		民間セクター			参照
	国会議員	大臣	副大臣	管理職	専門職	技術職	
2012	28/ 275 人 (10.2%) ⁽³⁰⁾	6/ 36 人 (16.7%) ⁽³⁰⁾	7/ 35 人 (20.0%) ⁽³⁰⁾	2.4% ⁽³¹⁾ (2010)	4.1% ⁽³¹⁾ (2010)	0.9% ⁽³¹⁾ (2010)	(30)(31)
2006	25/ 230 (10.9%) (’04) ⁽³²⁾	NA	NA	0.1%	1.9%	1.3%	(32)(33)

グローバル・ジェンダーギャップ指標

年	2012	2006	参照
経済活動への参加と機会	26 位／135 カ国	5 位／115 カ国	(34)(35)
議員、上級官僚、管理職における男女比	47 位	22 位	
専門職、技術職における男女比	NA	NA	
政治的エンパワーメント	100 位／135 カ国	80 位／115 カ国	
国会議員の男女比	116 位	77 位	
大臣の男女比	52 位	62 位	
過去 50 年間の元首在任年数の男女比	58 位	41 位	

ジェンダー関連国際条約の署名および批准

署名年	批准年	条約
1980	1986	女子差別撤廃条約 (CEDAW) 1979
1995	-	北京宣言および行動綱領
2000	-	国連ミレニアム宣言
2003	2007	アフリカ女性の権利に関するアフリカ人権憲章の追加協定 (Protocol to the African Charter on Human and People’s Rights on the Rights of Women in Africa)
2004	-	アフリカにおけるジェンダー平等に関する宣言 (Solemn Declaration on Gender Equality in Africa)

ジェンダー平等および女性の保護のための法律

年	法律
1985	無遺言相続法（1991 年に修正）
1992	憲法 12、17、22、27 条
1994	刑法修正法（女性器切除やトロコシと呼ばれる儀礼的隷属状態の犯罪化）
1998	児童法（法定結婚年齢以下での児童婚と強制結婚の犯罪化）
2006	人身取引法
2007	家庭内暴力法

ジェンダーに関する国家政策

年	法律
2004	国家ジェンダーおよび児童政策（The National Gender and Children Policy）

ナショナル・マシナリー

組織	設置年
ジェンダー・児童および社会保護省 (Ministry of Gender, Children and Social Protection) (旧女性・児童課題省：Ministry of Women and Children’s Affairs)	2001 年 (2013 年に改組)

(30) ジェンダー・児童および社会保護省 (Ministry of Gender, Children and Social Protection) へのインタビュー

(31) Ghana Statistical Service (2012) “2010 Population and Housing Census - Summary Report of Final Results”

(32) UNDP Ghana (2007) “Ghana Human Development Report 2007”

(33) Ghana Statistical Service (2008) “Ghana Living Standard Survey Report of the Fifth Round (GLSS 5)”

(34) World Economic Forum (2012) “The Global Gender Gap Report 2012”

(35) World Economic Forum (2006) “The Global Gender Gap Report 2006”

2. ガーナ国における女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み

2.1 ガーナ国における女性の概況

概要
(1) 女性世帯主世帯は、年齢や世帯の規模、教育レベルなどが同等の男性世帯主世帯に比べ、貧困ではないという調査結果が出ているが、平均的に女性世帯主世帯が男性世帯主世帯と比較しより貧困ではないとしても、女性世帯主世帯の貧困率を詳細に見ると、1992 年から 2006 年の間に、女性世帯主世帯の貧困率は、北部の都市部でだけ増加しており、その増加の背景とともに、今後さらに増加することがないか注意してみていく必要がある。さらに、家庭内における女性の決定権や、土地や貸付などの資源へのアクセスが限られていることを考えると、貧困に対して最も脆弱なグループは、男性世帯主世帯内の女性である可能性もあり、世帯内の個々人の貧困のレベルにも留意する必要がある。
(2) 女性の決定権は、通常は家庭の社会的な側面に限定されており、主な決定権は世帯の男性が握っている。しかし、女性が労働市場に参加したり、所得創出活動に従事したりすることにより家計への貢献が増すにつれて、世帯内の意思決定における女性の立場も強くなりつつある。
(3) 中央レベルにおける政治や行政の意思決定機構への女性の参加は、依然として低調である。地方レベルの意思決定機構における女性の比率も一般的に低いままである。このような状況に対処するために、現在、アフーマティブ・アクション政策の法制化が進行中である。
(4) 女性と子どもに対する虐待や暴力の増加を受けて、1998 年、ガーナ警察内に家庭内暴力・被害者支援室（旧女性・青少年室）が設置された。2007 年には、家庭内暴力法が成立した。

【ガーナの社会経済状況】

ガーナ共和国（以下ガーナ）は、1957 年にイギリスからの独立を果たし、アフリカ諸国としては初の独立国となった。ガーナの人口は約 2470 万人で、総人口の内、51.2%が女性、48.8%が男性である。人口の 71.2%がキリスト教徒、17.6%がイスラム教徒である。ガーナはアカン族、モレ・ダグバニ族、エウエ族、ガ・ダングメ族などから成る多民族国家である。都市人口の割合は全国平均では 50.9%であるが、グレーター・アクラ州とアシャンティ州を除く他の地域では、圧倒的に農村部に居住する人々の割合が高い¹。

経済活動人口の内、41.6%は林業や漁業を含む農業に従事しており、次いで18.9%が卸売りおよび小売業に、10.8%が鉱工業に従事している²。ガーナの農業は、大部分が小規模な天水農業である。ガーナは、天然資源に恵まれ、金、カカオ、最近では石油³が、海外からの送金とともに、主要な外貨獲得源となっている。2010年に実施されたGDP計算方法の改定により、ガーナは、長期国家開発計画（Ghana Vision 2020）における長期的な目標であった中所得国入りを果たし、国連の基準で低中所得国と分類されることとなった。同計算方法の改定により、GDPに占める農業の割合は、2011年には25.6%に低下し、代わってサービス産業が48.5%と最大の割合を占めるように

¹ Ghana Statistical Service (2012), “2010 Population and Housing Census – Summary Report of Final Results” (以下“2010 Population and Housing Census”)

² 同上

³ ガーナは、2010 年 12 月に本格的な石油の商業生産を開始した。

なった⁴。

ガーナ貧困削減戦略（Ghana Poverty Reduction Strategy: GPRS 2003-2005）、成長と貧困削減戦略（Growth and Poverty Reduction Strategy: GPRS II 2006-2009）等に基づく国家運営により、ガーナでは、マクロ経済の安定化と貧困削減に大きな前進が見られ、2006年には、サブサハラ・アフリカ諸国で初めて、国が設定した極度の貧困ライン（extreme poverty line）以下で暮らす人々の割合を半減するという目標（ミレニアム開発目標：MDG 1）を達成した⁵。さらに、貧困ライン（upper poverty line）以下で暮らす人々の割合は、1991/ 1992年の51.7%から、2005/ 2006年の28.5%へと、過去20年間で大幅に減少した。2015年までに貧困ライン以下で暮らす人々の割合を26%にするというガーナのMDG 1の目標は、前倒しで達成できそうな状況である。極度の貧困ライン以下で暮らす人々の割合も、2015年のMDG 1の目標である19%に対し、同期間に、36.5%から18.2%にまで減少した⁶。しかし、全国的には貧困はかなり減少したものの、地域、職業、ジェンダーによる貧困の格差は依然として存在する。貧困は未だ農村部に偏在しており、貧困ライン以下で暮らす人々の86%および極度の貧困ライン以下で暮らす人々の88%が農村部に居住している⁷。特に、貧困は、ノーザン州、アッパーイースト州、アッパーウエスト州の北部3州で顕著である。さらに、貧困は、食用作物を生産する農家の間で最も高く、貧困世帯と認定された世帯の約半数（46%）が食用作物栽培に従事している⁸。後述するように、女性の農民は主に食用作物栽培に従事しており、食用作物を生産する農家の間で貧困が顕著であるということは、女性が貧困に対して脆弱であることを示している。貧困は、ガーナにとって、未だ重要な課題である。

【ガーナ国における女性の概況】

The African Peer Review Mechanism (2005) は、ガーナでは、女性の権利を保護し保全するための憲法や法律は整備されているにも係らず、女性の周縁化（marginalization）が深刻な問題であると指摘している。さらに、政治や行政、民間セクターにおける女性進出度合いの低さや、社会・文化的要因により、社会経済開発におけるジェンダー主流化が進んでいないことも指摘されている⁹。

Ghana Statistical Service (2007) によると、女性世帯主世帯は、年齢や世帯の規模、教育レベルなどが同等の男性世帯主世帯に比べ、貧困ではないという分析結果が出ている。男性世帯主世帯の貧困率¹⁰は、1991/ 1992年の55%から、2005/ 2006年の31%に減少した。一方、女性世帯主世帯の貧困率は、同期間に、43%から19%に減少した。しかし、平均的に女性世帯主世帯が男性世帯主世帯と比較しより貧困ではないとしても、女性世帯主世帯の貧困率を詳細に見ると、1992年から2006年の間に、女性世帯主世帯の貧困率は、ガーナ南部の都市部および農村部、北部の農村部では減少したものの、北部の都市部では増加しており¹¹、今後北部の都市部で女性世帯主世帯

⁴ Ghana Statistical Service (2012), “Ghana's Economic Performance 2011”, p.6

⁵ National Development Planning Commission (NDPC) and UNDP (2010), “2008 Ghana Millennium Development Goals Report”, p.9。ガーナ政府は、「貧困ライン（upper poverty line）」を、一人当たりの年間所得 3,708,900 セディに設定し、「極度の貧困ライン（extreme poverty line）」を、一人当たりの年間所得 2,884,700 セディに設定している（年間所得の数値は、2007年のデノミ前の数値）[Ghana Statistical Service (2007), pp.4-6]。MDGの指標はこの数値を採用している。

⁶ NDPC and UNDP (2010), “2008 Ghana Millennium Development Goals Report”, p.9

⁷ Ghana Statistical Service (2007), “Pattern and Trends of Poverty in Ghana 1991-2006”, p.9

⁸ 同上、p.14

⁹ African Peer Review Mechanism (2005), “Country Review Report of the Republic of Ghana”, p.122。African Peer Review Mechanism（アフリカにおける相互審査システム）は、アフリカの自己監視を目的として、アフリカ連合加盟国により自発的に導入された仕組みである。

¹⁰ 貧困率とは、貧困ライン（upper poverty line）以下で暮らす人々の割合である。

¹¹ World Bank (2011) “Republic of Ghana Tackling Poverty in Northern Ghana”, p.9

の貧困率がさらに増加することがないか注意しておく必要がある。さらに、家庭内における女性の決定権や、土地や貸付などの資源へのアクセスが限られていることを考えると、貧困に対して最も脆弱なグループは、男性世帯主世帯内の女性である可能性もあり¹²、世帯内の個々人の貧困のレベルにも留意する必要がある。

一般的に、伝統的なガーナのコミュニティにおいては、女性は意思決定の場には参加してこなかった。女性の決定権は、通常は家庭の社会的な側面に限定されており、主な決定権は世帯の男性が握っている。しかし、女性が労働市場に参加したり、所得創出活動に従事したりして家計への貢献が増すにつれて、世帯内の意思決定における女性の立場も強くなりつつある¹³。The 2008 Ghana Demographic and Health Survey は、調査項目に、世帯内における女性の意思決定への参加を含めている。同調査によると、一般的に、より高い教育を受け、配偶者（夫）よりも収入が多く、より裕福な女性は、夫の現金収入の使途や日用品の購入、自分自身の健康管理、家庭内の大きな買い物、自分の実家への訪問などについて、単独もしくは夫と一緒に決定する傾向にある。興味深いことに、居住地（都市か農村か）や教育レベル、世帯の貧富の差に係りなく、ほとんどすべての女性（94%）が、自分が稼いだ現金収入については、主に単独もしくは夫と一緒に決定している。また、より裕福で、より高い教育を受けた男性は、そうでない男性に比べ、妻は世帯の意思決定にもっと参加するべきであると考えられる傾向にある。

【女性の意思決定機構への参加】

ガーナの国会は一院制で、議員定数は 275 人である。2008 年に行われた国会選挙では、230 人の定数（当時）の内、当選した女性はわずか 20 人であった。2012 年の国会選挙では、定数 275 人に対し、女性の当選議員数は 28 人となり、国会における女性議員の割合は、2008 年の 8.7%から 2012 年の 10.2%に増加した。しかし、その割合は依然として、国会に占める女性議員の国際平均である 20.3%およびサブサハラ・アフリカ諸国の平均である 20.4%を下回っている¹⁴。また、大統領より任命された 25 人の構成員から成る諮問機関である国家評議会（Council of State）には、わずか 3 人の女性しかいない。36 人の大臣のうち女性の大臣は 6 名、35 人の副大臣のうち女性は 7 名である。行政機関においては、25 人の次官（chief director）のうち女性は 3 人だけである¹⁵。

女性に平等な権利と機会を保障し、女性の意思決定機構への参加を促進するため、1998 年に、ガーナ政府により、アフーマティブ・アクションに関する政策ガイドラインが策定された。同ガイドラインにおいて、政府は、国会およびあらゆるレベルの行政機関において、女性の比率を少なくとも 40%にする、という目標を設定している¹⁶。2007 年には Ms. Georgina Theodora Wood が首席裁判官に選出され、2009 年には Ms. Joyce Bamford Addo が国会議長に選出されるなど、女性の意思決定機構への参加は確実に進んでいるものの、アフーマティブ・アクションに関する政策ガイドラインには法的な強制力がないため、思ったほどの成果が挙げられていないのが現状である。このような状況を受けて、ジェンダー・児童および社会保護省（旧女性・児童課題省¹⁷、

¹² North-South Institute (1995). Duncan (2004), p.51 より引用。

¹³ Brown (1994), “Gender Roles in Household Allocation of Resources and Decision-making in Ghana”, pp.35-36.

¹⁴ Inter-Parliamentary Union ウェブサイト, 2013 年 1 月 22 日アクセス。

¹⁵ この段落の人数に関する情報は、2013 年 1 月に実施したジェンダー・児童および社会保護省(Ministry of Gender, Children and Social Protection) へのインタビューに基づいている。

¹⁶ Government of Ghana, “Statement of Policy on the Implementation of Proposals and Recommendations for Affirmative Action towards Equality of Rights and Opportunities for Women in Ghana”

¹⁷ 女性・児童課題省 (Ministry of Women and Children’s Affairs) は、2012 年 12 月に実施された大統領選挙の後、ジェンダー・児童および社会保護省に改組された。

以下ジェンダー省) は、アフーマティブ・アクションの法制化に乗り出し、現在、関係機関との間で協議が続けられている。政府の取り組み以外にも、NGO や市民社会組織が女性の政治参加を後押しする活動を行っている。

【ジェンダーと地方行政】

ガーナは、政治的、行政的、財政的決定権を地方に委譲するために、1988年以来、地方分権化政策を進めてきた。ガーナには10の州と216の郡¹⁸があり、それぞれに州調整協議会(Regional Coordinating Council) と郡議会 (District Assembly) がある。郡議会は、選挙によって選出される70%の議員と、大統領によって任命される30%の議員から成る。アフーマティブ・アクションに関する政策ガイドラインにより、大統領によって任命される30%の郡議会議員のうち半数は女性とする、という目標値が設定されているため、地方レベルの開発課題に女性が参加できる可能性は大きいものの、郡議会における女性議員の割合は、一般的に低いままである(2009年には全郡議会の11%が女性であった¹⁹)。分権化された政治・行政システムにおける女性の意思決定への参加状況は以下のとおりである。

役職	計 (人)	男性 (人)	女性 (人)	女性の割合 (%)
州大臣 (州調整協議会長)	10	9	1	10.0
郡長 (郡議会議長)	169	157	12	7.1
郡議会議員 (任命) (2010 年の選挙)	NA	NA	NA	NA
郡議会議員 (選出) (同上)	4734	4403	331	7.0

出典：2013年1月6日に実施した、ジェンダー省へのインタビュー

アフーマティブ・アクション政策の一環として、すべての郡議会にジェンダー担当行政官 (Gender desk officers: GDOs) が配置されることになっているが、現時点でどのくらいの人数の GDO が実際に郡議会に配属されているのかについての情報は入手できなかった。また、郡議会における GDO の役割や責任範囲が明確に規定されていなかったため、GDO が郡議会でジェンダー主流化を進めることに関しては、限定的な成果しか残せていない。この反省を踏まえ、ジェンダー省は、カナダ国際開発庁 (CIDA) の支援を受けて、GDO は局長や副局長などの高官が任命され、郡計画調整室に配属されるべきことを明記した覚書を作成し、地方自治・地方開発・環境省や郡議会などの関係機関との間で覚書に署名をする準備を進めている。

【ジェンダーに関連した暴力】

女性と子どもに対する虐待や暴力の増加を受けて、1998 年、ガーナ警察内に、家庭内暴力・被害者支援室 (旧女性・青少年室) が設置された。家庭内暴力・被害者支援室は、家庭内暴力および児童虐待の予防、被害者の保護、加害者の逮捕と起訴を目的としている²⁰。家庭内暴力・被害者支援室に報告された事件は、2007 年に 14,294 件、2008 年には 12,247 件であった²¹。家庭内

¹⁸ 216 の郡のうち、人口が 25 万人を超える 6 つをメトロポリタン、人口 9 万 5 千人を超える 49 を市、人口が 7 万 5 千人を超える 161 を郡と分類しているが、ここでは 216 すべてを郡と呼称する。

¹⁹ “Country Profile”, Commonwealth Local Government Forum ウェブサイト

²⁰ 女性や子どもへの暴力は大抵の場合、家庭内で解決すべき家族の問題として扱われていたことから、家庭内暴力・被害者支援室は、女性や子どもの問題が適正に対処されうる場を作り出すことも目的の一つとして設置された。(Ghana Police Service official ウェブサイト)

²¹ Ministry of Women and Children's Affairs, “Sector Medium Term Development Plan (SMTDP) (2010 – 2013) Latest Version 22nd November”

暴力・被害者支援室は、国内の全 11 の警察管轄地域に 52 の事務所や担当部局を持ち、NGO や市民社会組織などと協力して活動している²²。

2007 年、家庭内暴力法が国会で成立し、同法が適切に機能するよう、10 年間の家庭内暴力国家行動計画が策定された。さらに、ジェンダー省の中に家庭内暴力事務局が設置され、家庭内暴力の予防に関する調整および州レベルへの家庭内暴力法の周知を担当している。家庭内暴力事務局は、英国国際開発省 (DFID) の支援の下、家庭内暴力に関する全国調査を実施する予定である。

【ジェンダー関係に影響を与える伝統および文化的側面】

ガーナのジェンダー不平等は、個人や社会関係のレベルで、どの伝統的なコミュニティにおいても存在している。女性は、コミュニティの中で育ち、コミュニティの価値観や規範を身につけていく過程で女性の不利な立場を受け入れるように教えられ、それが、公的な場所での女性の意思決定への参加を妨げている²³。

母系社会、父系社会に係らず、伝統的相続制度や一夫多妻制度などの伝統や慣習により、資源の配分が男性に有利に働き、従って、女性の不利な状況をますます助長している。ガーナの約 80% の土地は、今でも慣習法によって管理されている、共同体全体に帰属する土地であり²⁴、伝統的首長が、それぞれの土地の管理者として、土地に関する諸決定を行っている²⁵。慣習法によると、本来は、性別に関係なくすべての出自集団メンバーが、伝統的首長が管理する土地の使用権もしくは慣習的自由保有権²⁶を与えられているが、実際には、土地の慣習的自由保有権は男性のものであると考えられており、女性が土地を利用できるかどうか、また相続できるかどうかは、伝統的首長や家長などの男性の決定に大きく影響される²⁷。土地の使用権の格差は、男女だけではなく、異なる属性を持つ女性間にも存在する。子どものいる未亡人や実の娘は、子どものいない未亡人や血縁関係のない娘や養子となった娘、婚姻関係を結んでいない女性、障がいを持った女性に比べて、より広範な土地の使用権が認められる²⁸。多くの研究により、慣習法は、社会経済状況の変化の結果現れた新しい事柄を取り入れ、柔軟に対処していることがわかっている。土地所有に関しても、土地の商品化や女性の購買力の増加、両親や祖父母、配偶者からの女性への土地の贈与などにより、女性の土地所有は増加している²⁹。

ガーナで実践されている社会的文化的慣行の中には、強制結婚や早期婚、児童の婚約 (Child Betrothal、法定結婚年齢以下の女兒を、本人の合意なく男性に差し出すこと)、トロコシと呼ばれる儀礼的隷属状態³⁰や女性器切除など、子どもへの暴力となりうるもの、また子ども、特

²² Ghana Police Service official ウェブサイト

²³ 植民地制度が、もともとガーナ社会で女性が担っていた意思決定の役割や財産の所有権から女性を排除し、社会における女性の従属的な立場を助長したと指摘されている。

²⁴ UNDP Ghana (2007), "The Ghana Human Development Report 2007", p.118

²⁵ 高根 (1999) 「ガーナのココア生産農民」 p.87。

²⁶ 究極的には共同体全体に帰属している土地を、個人または出自集団が事実上「保有」し、実際に利用し、これを相続していく権利 [高根 (1999), p.87]

²⁷ UNDP Ghana (2007), "The Ghana Human Development Report 2007", p.118

²⁸ Duncan and Brants (2004), "Access To and Control Over Land from a Gender Perspective – A Study Conducted in the Volta Region of Ghana", p.vi

²⁹ 同上, p.25。ここで言う「土地所有」とは、土地の使用目的などに対して決定権を有しており、売却にしろ相続にしろ、土地の権利を譲渡する権限を有する状態を指しており [Duncan and Brants (2004), p.18]、純粋な個人の土地所有権および慣習的自由保有権が含まれる。

³⁰ トロコシは、ガーナの南東部で行われている慣習で、親族が犯した罪や道德上の悪行に対する神の怒りを鎮めるために、親族内の少女を神社に差し出す儀礼である。少女は「神の妻」として、数ヶ月から数年にわたり、儀礼的任務や家事労働、農場での労働などを強いられ、少女が思春期に達すると、「神との結婚を完成させる」ため、神社の神官が少女と性的関係を結ぶ権利を得る。トロコシとしての奉仕の後、家族が特別な儀式のために支払いをすれば隷属状態から解放されるが、その後も神社と

に女兒の発達に悪影響のあるものもある³¹。ガーナ政府は、1994年に刑法の修正法を、1998年に児童法を制定し、トロコシや女性器切除などの文化的慣行、法定結婚年齢以下での児童婚や強制結婚を犯罪化した。

の関係は続き、結婚できない女性も多い。[UK Border Agency (2012), Ghana Country of Origin Information (COI) Report]

³¹ UNDP Ghana (2007), “The Ghana Human Development Report 2007”, p.65

2.2 ジェンダーに関するガーナ政府の取り組み

概要
(1) 国家の開発過程にジェンダーの視点を取り入れるために、2004 年、国家ジェンダーおよび児童政策 (National Gender and Children Policy) が、ジェンダー省 (当時の女性・児童課題省) によって策定された。2011 年に同政策のレビューが行われ、ジェンダー省は、現在、ジェンダーに関する新しい政策を策定中である。新政策の概念的枠組みとして、①女性のエンパワーメント、生計手段、生産性、②女性の権利と司法へのアクセス、③ガバナンス、④女性のリーダーシップ、平和と安全保障、⑤マクロ経済と貿易、⑥性別役割分業とジェンダー関係、⑦セクターにおけるジェンダー格差、という 7 つの柱が設定されている。新政策の草案は、2013 年 3 月末に完成予定である。 (2) 1992 年に制定されたガーナ国憲法の第 17 条 (2) は、人種や宗教などとともに、ジェンダーに基づく差別を禁止している。同第 12 条 (2) (ジェンダー等に係らず人権が保障されること)、第 22 条 (配偶者の財産権)、第 27 条 (女性の権利) は、直接的にジェンダーに関連した課題についての規定である。 (3) 1985 年以来、ガーナ政府は、伝統的な相続制度を再構築し、伝統的な相続制度から排除されがちな配偶者 (妻) や子どもへ公正な財産分与がなされるように、1985 年の無遺言相続法 (Intestate Succession Law : 1991 年に修正) など、多くの法律を制定してきた。 (4) 女性や子どもの権利を保護するための法律としては、1994 年の刑法の修正法による、トロコシと呼ばれる儀礼的隷属状態や女性器切除などの文化的慣行の犯罪化、1998 年の児童法による法定結婚年齢以下での児童婚や強制結婚の犯罪化、2006 年の人身取引法、2007 年の家庭内暴力法などがある。

【ジェンダーに関する国家政策】

2004 年、国家ジェンダーおよび児童政策 (National Gender and Children Policy) が、ジェンダー省 (当時の女性・児童課題省) によって策定された。同政策の目的は、ガーナ国民、特に女性と子どもの社会的、法的、経済的、文化的な状況を改善するために、国家の開発過程にジェンダーの視点を取り入れることである。同政策は、ジェンダーの分野横断的な特質を強調し、国のあらゆるレベルの計画にジェンダーの視点を取り入れるためには、他の機関との組織的な連携が重要であると述べている。2011 年に同政策のレビューが行われ、現在、ジェンダー省は、ジェンダーに関する新しい政策を策定中である。新しい国家ジェンダー政策 (National Gender Policy) (案) によると、新政策の上位目標は、男性であれ女性であれ、国家開発のあらゆる領域に参加できるよう、ジェンダー公正およびジェンダー平等を達成することである。その上位目標の下で、概念的枠組みとして、(1) 女性のエンパワーメント、生計手段、生産性 (教育、社会文化的課題、経済的エンパワーメント、保健、農業、貿易などはこの柱に含まれる)、(2) 女性の権利と司法へのアクセス、(3) ガバナンス (ジェンダー平等を達成するための政治的意思の持続、アフーマティブ・アクションの施行など)、(4) 女性のリーダーシップ、平和と安全保障 (女性の政治、国内外の和平プロセスへの参加など)、(5) マクロ経済と貿易、(6) 性別役割分業とジェンダー関係 (男女別の統計データ収集や政府内・国民間のジェンダーに関する意識の向上)、(7) セクターにおけるジェンダー格差 (各セクターにおけるジェンダー主流化の取り組み)、という 7 つの柱が設定されている³²。新政策の草案は、2013 年 3 月末に完成予定である。

³² Ministry of Women and Children's Affairs (2012), "revised National Gender Policy (working draft)"

ジェンダー省の最初のセクター開発計画 (Sector Development Plan) は、2005 年から 2008 年までの 4 年間の戦略的実行計画 (Strategic Implementation Plan) である。戦略的実行計画は、女性と子どもの地位の向上に資するように、地方レベルに、政策を見直し改善する能力や、革新的なプログラムを始めることができ、他機関との協力関係を築くことができる能力を備えた、ナショナル・マシナリーの出先機関を構築することを大目標として掲げており、具体的な目標として以下を設定していた³³。

- (1) ジェンダー省の職務の実行を支援するために、国、州、郡レベルで機関を設置し強化する。
- (2) 女性と子どもに影響を与える政策を策定、見直し、モニターする。
- (3) 女性と子どもの社会的、経済的、政治的地位を改善するための持続的な事業を展開する。
- (4) 公的機関や市民社会、開発パートナーとの戦略的なパートナーシップを築き強化する。

4 年間の戦略的実行計画の実施から、次のような課題が共有された。すなわち、(1) 女性と子どものための事業を実施するために必要な、技術的、財政的、人的能力の不足、(2) 不十分な予算配分、(3) ジェンダー省と他省庁間の機能の重複、(4) 事業のモニタリングと評価が十分でないこと、(5) ジェンダーと子どもに関する課題についての政策レベルの調整不足³⁴、である。

ジェンダー省が策定した最新の 4 年間の開発計画である、セクター中期開発計画 (the Sector Medium Term Development Plan 2010-2013) は、前述の戦略的実行計画の実施において認識された課題と、新たに発現した課題に対応するための政策枠組みを提示している。計画の具体的な目的として、以下の 6 つが掲げられた³⁵。

- (1) 各省や郡議会において、必要な能力強化を行いながら、ジェンダー主流化やジェンダー予算 (Gender Responsive Budgeting) の導入を促進する。
- (2) 郡レベルで男女別のデータを収集することにより、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関して、根拠に基づいた政策決定を行う。
- (3) 国民の意識の醸成と、国際的・国内的政策枠組みや法律の効果的な実施をとおして、女性や子どもに関する開発の促進や権利の保護を行う。
- (4) 対象を絞った介入を実施することにより、女性や子ども、社会的弱者、周縁化されたグループの社会経済的状況を改善する。
- (5) ジェンダーや子どもに関する政策の見直しや立案の判断材料とするために、効果的なモニタリングや評価枠組みをとおして、女性や子ども関連のプログラムやプロジェクトの進捗や政策の成果や影響を評価する。
- (6) ガーナの女性や子どもに影響を与える政府の開発政策についての国民の意識を醸成し、その実施を支援する。

セクター中期開発計画が取り扱っている主な課題は、(1) あらゆるレベルの意思決定における女性の参加が少ないこと、(2) 有害な社会文化的慣行、(3) 女性への暴力、(4) 都市部における路上労働者の増加、(5) 性別、年齢別のデータの不足、(6) 女性や子どもを対象とした事業を実施する機関における技術的、財政的、人的能力の不足、(7) 非常に困難な状況におかれた女性や子どものためのシェルターの不足、(8) 社会保障事業が女性に届いていないこと、(9) 貸付や支援を女性が利用しにくいこと、(10) 子どもや女性関連の国際的・国内的記念日を祝う機運がないこと、

³³ Ministry of Women and Children's Affairs, "Sector Medium Term Development Plan (SMTDP) (2010 – 2013) Latest Version 22nd November"

³⁴ 同上

³⁵ 同上

(11) 女性や子どもの商業的性的搾取、(12) 紛争管理における女性の参加の少なさ、(13) ジェンダー省内に設置された人身取引事務局 (Human Trafficking Secretariat) の、技術的、財政的、人的能力の不足、等である。

2.1 節で述べたように、ガーナ政府は、1998 年に、アファーマティブ・アクションに関する政策ガイドラインを策定した。同ガイドラインには、すべての省にジェンダー担当行政官を配置すること、国会およびあらゆるレベルの行政機関において、女性の比率を少なくとも 40%にすること、女子教育を推進する手段を講じること、などが規定されている³⁶。

さらに、和平プロセスの意思決定レベルへの女性の参加や武力紛争下における女性や女児の保護、平和維持・平和構築活動へのジェンダー主流化を提起した国連安全保障理事会決議第 1325 号を実現するため、2012 年、ジェンダー省により、国内行動計画 (Ghana National Action Plan For the Implementation of the United Nations Security Council Resolution 1325 On Women Peace and Security: GHANAP 1325) が策定された。同計画は、2012 年から 2014 年までの 3 年間の計画で、①紛争や平和維持活動下における女性や女児の人権の保護および促進、②紛争予防や平和、安全に関する機関やプロセスへの女性の参加、③性的暴力やジェンダーや紛争に関連した暴力などの女性への暴力の予防、という 3 つの柱で構成されている³⁷。

【国家開発政策におけるジェンダー主流化】

最も新しい国家開発政策である、中期国家開発政策枠組み (Medium-Term National Development Policy Framework: Ghana Shared Growth and Development Agenda 2010-2013) は、ガーナが直面している課題を、(1) 妊産婦死亡率、子どもの死亡率、ジェンダー平等、衛生等の MDG を達成するための更なる対策が必要であること、(2) 南北の地域格差、(3) ジェンダー不平等、と認定している³⁸。中期国家開発政策枠組みは、ジェンダー格差を解消するために、特に、自然資源管理、インフラストラクチャーと居住地開発 (エネルギー、水、衛生)、人間開発 (教育、保健、貧困)、ガバナンス (ジェンダー予算の導入を含む、地方行政におけるジェンダー課題への取り組み、女性の政治参加、女性の権利擁護、経済的資源へのアクセスの向上など) の分野において、ジェンダー主流化を進めることとしている。

しかし、中期国家開発政策枠組みは、同政策や戦略が対象としている女性を同質のグループと見ており、その実施にあたっては、都市部と農村部の違いや、異なる条件を持つ世帯における女性の脆弱さのレベルについて、ジェンダーの視点に基づいた指標を用いて把握することの重要性が指摘されている³⁹。

【ジェンダー関連法】

1992 年に制定されたガーナ国憲法の第 17 条 (2) は、人種や宗教などとともに、ジェンダーに基づく差別を禁止している。ジェンダーに関する規定は、主に同憲法の第 5 章「基本的人権と自由」に述べられており、特に、第 12 条 (2) (ジェンダー等に係らず人権が保障されること)、第 22 条 (配偶者の財産権)、第 27 条 (女性の権利) は、直接的にジェンダーに関連した規定である。

1985 年以来、ガーナ政府は、伝統的な相続制度を再構築し、伝統的な相続制度から排除されが

³⁶ Government of Ghana, “Statement of Policy on the Implementation of Proposals and Recommendations for Affirmative Action towards Equality of Rights and Opportunities for Women in Ghana”

³⁷ Ministry of Women and Children’s Affairs (2010), “Ghana National Action Plan For the Implementation of the United Nations Security Council Resolution 1325 On Women Peace and Security (GHANAP 1325)”

³⁸ Government of Ghana, “Medium-Term National Development Policy Framework: Ghana Shared Growth and Development Agenda (GSGDA), 2010-2013”, p.3

³⁹ Ministry of Women and Children’s Affairs (2012), “Rural Women and The MDGs 1 and 3: Ghana’s Success and Challenges”, Technical Paper, Ghana’s Side Event, 56th CSW, New York, 29th February, 2012, p.17

ちな配偶者（妻）や子どもへ公正な財産分与がなされるように、1985 年の無遺言相続法（Intestate Succession Law : 1991 年に修正）⁴⁰ など、多くの法律を制定してきた。2008 年には、婚姻中の財産の獲得には、金銭的にではないにせよ配偶者（妻）が貢献していること、そしてその財産には配偶者も同等の所有権を有することが規定された配偶者財産権法（Spousal Property Rights Bill）がジェンダー省によって起草されたが、法案をめぐっては、関係者間で合意を形成することが難しく、2013 年 1 月時点で、まだ法律制定の目処は立っていない。

さらに、女性や子どもの権利を保護するための法律としては、1994 年の刑法の修正法による、トロコシと呼ばれる儀礼的隷属状態や女性器切除などの文化的慣行の犯罪化、1998 年の児童法による法定結婚年齢以下の子どもの結婚や強制結婚の犯罪化、2006 年の人身取引法、2007 年の家庭内暴力法などがある。ガーナは、女性や子ども、特に女兒の権利を保護するための法律の制定に積極的に取り組んできたが、法律が実際に根付くためには、新しい法の適用に関する法律家の理解や、国民のそれらの法律への関心を高める必要がある。

⁴⁰この法律が、相続に関する配偶者の同等の権利と子どもの権利の拡大を認める最初の法的枠組みとなった。1985 年までは、未亡人は亡くなった夫の家族とはみなされず、遺言がないまま亡くなった夫の財産に対する権利は認められなかった。[Duncan and Brants (2004), p.7]

2.3 ナショナル・マシナリー

概要
(1) ジェンダー・児童および社会保護省（ジェンダー省）は、2001年1月に、ガーナのナショナル・マシナリーとして設立された。ジェンダー省の職務は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成や、子どもの生存・発達・成長、女性や子どもの権利の保護につながるような政策を立案し、あらゆるセクターでジェンダー主流化を促進することである。ジェンダー省には、中央レベルに85人（女性44人、男性41人）の職員が配属されている。州レベルでは、女性や子ども関連の調整を担うジェンダー省の州事務所が、10州すべてに設置されている（2013年1月時点）。 (2) ジェンダー省の主な活動領域は、女性や子どもに関する政策やガイドライン・提言のための戦略の策定、国家の開発アジェンダに女性や子どもに関する政策を組み入れるための働きかけ、女性や子ども関連のプログラムやプロジェクトのモニタリングと評価、ジェンダー主流化のためのガイドライン・提言のための戦略の関係機関への提供、女性や子どもの地位の向上に関するガーナ政府の国際公約を実施するために必要な討議の機会や仕組みの提供、ジェンダー関連のプログラムや活動の調整、である。 (3) ジェンダー省の自己評価によると、省の課題は、職場空間・予算・人員・設備・車輛が限られていること、職員の研修の機会が十分でないこと、ジェンダー省の職務に対する国民の理解がないこと、などである (4) 各省や郡議会に配属されているジェンダー担当行政官は、ジェンダー省と協力して業務を実施することが期待されている。しかし、一般的に、ジェンダー行政担当官の能力は低く、また、各省や郡における調整機能も弱いことが指摘されており、セクターや郡の政策策定プロセスにジェンダーの視点が十分に反映されているとはいえない状況である。

【設立背景】

ジェンダー・児童および社会保護省（Ministry of Gender, Children and Social Protection：ジェンダー省、旧女性・児童課題省）は、2001年1月に、ガーナのナショナル・マシナリー（女性の地位向上のための国内本部機構）として設立された⁴¹。ジェンダー省の設立により、それまで女性と子どもの権利拡大のために別々に活動していた女性と開発国家評議会とガーナ国家児童委員会はジェンダー省に統合されることとなった⁴²。現在それらは、それぞれジェンダー省の中で、女性局（Department of Women）と児童局（Department of Children）として機能している。

ジェンダー省の職務は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成や、子どもの生存・発達・成長、女性や子どもの権利の保護につながるような政策を立案し、あらゆるセクターでジェンダー主流化を促進することである⁴³。再編成されたジェンダー省の職務は2013年1月末の時点ではまだ公表されていないが、省名が示しているように、社会保護関連の業務が追加されると思われる。

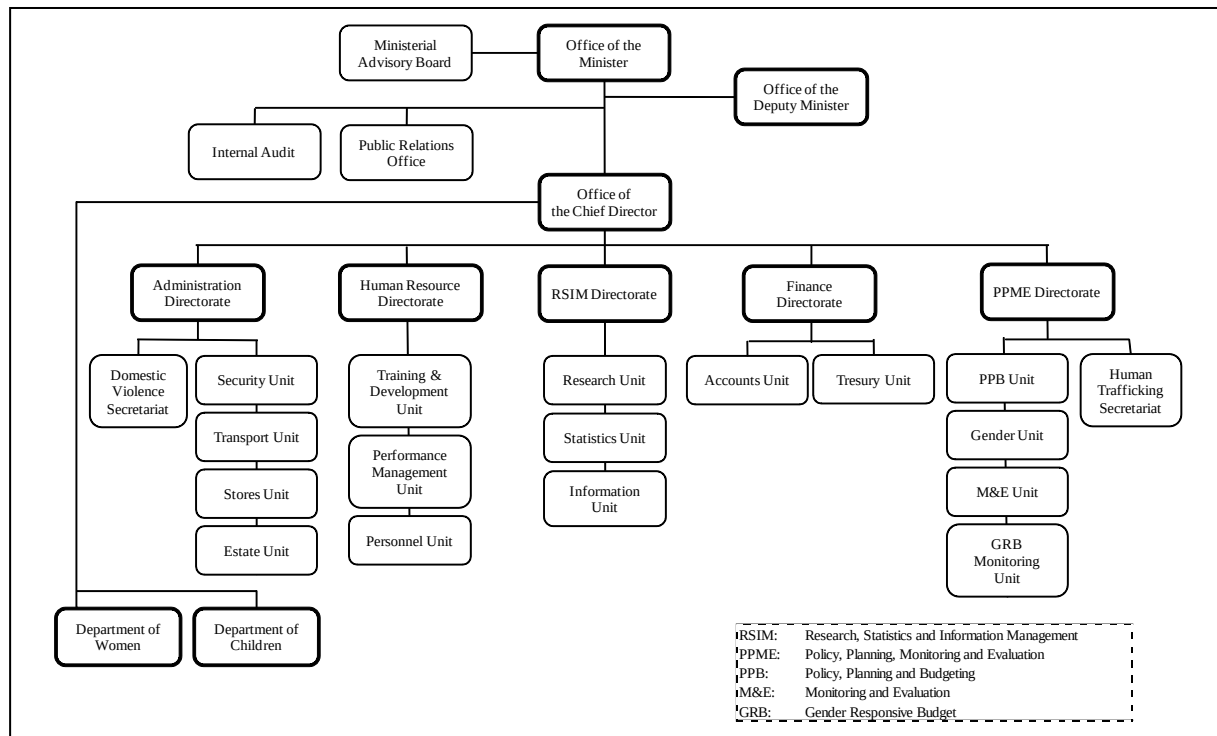
⁴¹ 女性・児童課題省は、2012年12月にジェンダー・児童および社会保護省に改組されたが、2013年1月時点で、新しい省の詳細は公表されていなかったため、2.3節のデータや情報は女性・児童課題省のものである。

⁴² 女性と開発国家評議会は、女性関連のナショナル・マシナリーとして1975年に設立された。ガーナ国家児童委員会は、子どもの福祉の向上とよりよい発達を促進するために、1979年に設立された。

⁴³ Ministry of Women and Children's Affairs, "Sector Medium Term Development Plan (SMTDP) (2010 – 2013) Latest Version 22nd November"

【組織⁴⁴】

ジェンダー省には、中央レベルに 85 人（女性 44 人、男性 41 人）の職員が配属されている。2012 年度のジェンダー省の予算は、ガーナ政府の予算とドナーの支援を併せて約 1570 万ガーナセディであった。政策提言組織という性格上、ジェンダー省の予算配分は、他省に比べて少なくなっている。中央レベルのジェンダー省の組織構成は下図のとおりである。



州レベルでは、女性や子ども関連の調整を担うジェンダー省の州事務所が、10 州すべてに設置されている。郡レベルでは、数郡を除き、ジェンダー省の出先機関はまだ設置されていない。

【主な活動】

ジェンダー省の主な活動領域は、女性や子どもに関する政策やガイドライン・提言のための戦略の策定、国家の開発アジェンダに女性や子どもに関する政策を組み入れるための働きかけ、女性や子ども関連のプログラムやプロジェクトのモニタリングと評価、ジェンダー主流化のためのガイドライン・提言のための戦略の関係機関への提供、女性や子どもの地位の向上に関するガーナ政府の国際公約を実施するために必要な討議の機会や仕組みの提供、ジェンダー関連のプログラムや活動の調整、である⁴⁵。

ジェンダー省の具体的な活動は、セクター中期開発計画に基づいて計画されている。現在のジェンダー省の活動の重点分野は、新しい国家ジェンダー政策の策定、アフーマティブ・アクション法や配偶者財産権法の制定、ジェンダー予算 (Gender Responsive Budgeting: GRB) の導入・推進、家庭内暴力、ジェンダー省と関係機関との間で交わされる予定のジェンダー担当行政官の役割に関する覚書の準備、などである⁴⁶。

⁴⁴ この項のデータや情報は、2013 年 1 月に実施したジェンダー省へのインタビューに基づいている。

⁴⁵ Ministry of Women and Children's Affairs, "Sector Medium Term Development Plan (SMTDP) (2010 – 2013) Latest Version 22nd November"

⁴⁶ 2013 年 1 月に実施したジェンダー省へのインタビューによる。

2011 年 5 月、ジェンダー省は、政策・計画・モニタリング・評価局 (Policy, Planning, Monitoring and Evaluation Directorate) の下に、ジェンダー予算モニタリング室 (GRB Monitoring Unit) を設置した。それに先駆けて、ガーナ政府は、2008 年に 3 省（食糧農業省、保健省、教育省）で、ジェンダー予算のパイロット事業を開始した。同時に、ジェンダー省、財務経済計画省 (Ministry of Finance and Economic Planning)、国家開発計画委員会 (National Development Planning Commission)、パイロット事業対象 3 省から成る技術委員会が設置され、ジェンダー予算導入プロセスについての協議が行われた。2009 年からは、ジェンダー予算の導入は、中央レベルの 8 省と郡議会へも拡大された⁴⁷。

【ジェンダー省の課題】

ジェンダー省の自己評価によると、省の課題は、職場空間・予算・人員・設備・車輛が限られていること、職員の研修の機会が十分でないこと、国民の理解がないこと（ジェンダー省は政策提言のための省であるということが理解されず、女性へ直接支援を差し伸べることを期待される）、などである⁴⁸。現在 CIDA が、ジェンダー省を含む政府のガバナンスに関する能力強化の仕組みの再構築支援を実施している。

ジェンダー省の職務が、国家レベルの政策策定、ジェンダー関連課題の調整やモニタリング、評価に限定されていることから、中央や地方レベルで、各セクターの政策策定や事業開発へジェンダーの視点を組み入れるのは、各省や郡議会である。そのためには、各省や郡議会に配属されているジェンダー担当行政官 (Gender Desk Officer) が、ジェンダー省と協力して業務を実施することが期待されている。しかし、一般的に、ジェンダーに関する知識が十分でないなどの理由でジェンダー行政担当官の能力は低く、また、発言権のない若い行政官が配属されることなどにより、各省や郡における調整機能も弱いことが指摘されており、セクターや郡の政策策定プロセスにジェンダーの視点が十分に反映されているとはいえない状況である。このような状況に対処するために、ジェンダー省は、前述のジェンダー担当行政官の役割に関する覚書を準備中である。

⁴⁷ 2013 年 1 月に行ったジェンダー省へのインタビューによる。

⁴⁸ 同上

3. 主要セクターにおけるジェンダー状況

3.1 教育分野

概要
(1) 基礎教育におけるジェンダー格差を埋めるために、ガーナ教育サービス・基礎教育課内の女子教育室 (Girl's Education Unit) によって、ジェンダー教育戦略計画 (Gender Education Strategic Plan 2012-2017) が草案され、現在最終作業段階に入っている。
(2) 女子教育室は、女子教育を改善するために 1997 年に設立された。女子教育室は、女子教育関連の計画策定や評価、ネットワークなどについての調整役として機能し、データや良い事例を集めて紹介している。
(3) ガーナでは、過去 10 年間で、基礎教育の就学率について、男女ともかなりの改善が見られた。幼稚園および初等教育レベルの就学に関しては、ガーナはジェンダー平等を達成しつつある。
(4) 初等教育を修了した生徒の約 90%は中等学校に進学する。しかし、中等学校修了率は、男子が 70.4%で、女子が 63.0%である。貧困や、親が子ども、特に女子の教育に価値を見出していないこと、学校までの距離、教育の質の低さなどに加え、早期婚と十代の妊娠が、女子の低い修了率の要因となっているのではないかと考えられる。
(5) 高等学校教育の総就学率は、男子 39.7%、女子 34.4%である。女子生徒の就学を奨励するために宿舍の建設などが進められてはきたものの、これまでの女子教育支援が基礎教育に重点を置いており、基礎教育と基礎教育以降の教育をどのように橋渡しするかについては、多くの課題が残されていることが指摘されている。
(6) ガーナの成人非識字率は、男性 21.7%、女性 34.7%である。教育省のノンフォーマル教育課は 1992 年から、国家機能的識字プログラム (National Functional Literacy Programme) を開始し、現在第 3 期目を実施中である。
(7) 一般的に、農村部の教育の質は都市部よりも劣り、より地方で、生活の厳しい地域の子どものほうが、初等教育や中等教育レベルで実施される全国テストの成績が悪くなりがちである。学校に女性の教員を配属することは女子教育にとってよい効果が期待できるが、有資格の教員ほど、地方には配属されたくない傾向にあるのが現状である。

【ジェンダーに関する法的・政策的枠組み】

憲法第 25 条は、すべての人が教育を受ける権利を有することを保障しており、さらに、基礎教育は、無償・義務であり、すべての人に開かれていなくてはならない、と規定している。1996 年に実施された「基礎教育義務化・無償化・普遍化プログラム」によって、無償の基礎教育は、それまでの 6 年間に中等学校 3 年間を加えた 9 年間に延長された。2007 年の国家教育改革や 2008 年の教育法の下で、無償の基礎教育はさらに、幼稚園の 2 年間を加えた 11 年間に延長された。

ガーナの女子教育に対する国家ビジョンは、「すべてのガーナの女兒、そしてその兄弟が、健康で、安全で居心地のいい学校に出席し、女兒のニーズを理解した質の高い教師によって指導され、潜在能力に応じて目標を達成し、学校を卒業し、生産的で社会に貢献できる人になる⁴⁹⁾」というものである。ガーナでは、中等学校レベルでの男女格差が解消されておらず、2015年までに初等および中等学校教育におけるジェンダー格差を解消する、という目標 (MDG 3) は、達成で

⁴⁹⁾ Girls' Education Unit, Ghana Education Service (2002), "A National Vision for Girls' Education in Ghana and a Framework for Action", p.11

きそうにない。基礎教育におけるジェンダー格差を埋めるために、女子教育室 (Girl's Education Unit、下記参照)によって、ジェンダー教育戦略計画 (Gender Education Strategic Plan 2012-2017) が草案され、現在最終作業段階に入っている。ジェンダー教育戦略計画は、国家政策である教育戦略計画 (Education Strategic Plan 2010-2020) と整合性を取る形で策定されている⁵⁰。教育戦略計画は、質が高く、平等で、効率的な教育の保障を目指しているが、同計画が強調している主要課題の一つが女子教育である。ガーナの女子教育国家ビジョンと行動綱領 (A National Vision for Girls' Education in Ghana and a Framework for Action) は、女子教育を推進するための戦略として、基礎教育やそれ以降の教育で、女兒が通学し、出席し、留まるための戦略、教える側学ぶ側の質を向上するための戦略、女子教育室の管理効率を向上するための戦略を掲げており、ジェンダー教育戦略計画は、女子教育における各戦略の影響についての評価も加味しながら、基本的にはそれら戦略を踏襲している⁵¹。

【女子教育室 (Girls' Education Unit)】

女子教育室は、女子教育を改善するために、1997年にガーナ教育サービスの基礎教育課の中に設立された。女子教育室は、女子教育関連の計画策定や評価、ネットワークなどについての調整役として機能し、データや良い事例を集めて紹介している⁵²。基礎教育課に設置されていることからわかるように、女子教育室は、基本的には、基礎教育における女子教育を管轄している。

女子教育室には7人の職員が配置されており、州および郡レベルに、女子教育を推進するために、女子教育行政官 (Girls' Education Officers) が配属されている。現在、全10州と170の郡に女子教育行政官が配置されている⁵³。

【基礎教育】

ガーナでは、過去10年間で、基礎教育の就学率について、男女ともにかなりの改善が見られた。

幼稚園：幼稚園レベルの総就学率は、2003/2004年度の50.6%から、2011/2012年度には99.4%にまで増加し、8年ではほぼ2倍の伸びとなった⁵⁴。総就学者数に占める女兒の割合は、2011/2012年度で49.7%であった。

初等教育：初等教育レベルでは、純就学率は、2005/2006年度の69.0%から、2011/2012年度には81.7%に増加した。2011/2012年度の男児の純就学率は82.5%、女兒の純就学率は80.8%で、ジェンダー平等指標は0.97 (男児100人に対し女兒97人) である。これらの数字から、ガーナが初等教育の就学に関しては、ジェンダー平等を達成しつつあることがわかる。ガーナ政府は、児童、特に女兒の教育へのアクセスや学校への在籍、教育の質を確保するために、授業料の廃止やキャピテーション・グラント (Capitation Grant)⁵⁵ の導入、学校給食プログラム、困窮家庭の女兒への奨

⁵⁰ Girls' Education Unit (2012), "Gender Education Strategic Plan 2012-2017, Draft for Consultation, May 2012"

⁵¹ 同上

⁵² Girls' Education Unit, Ghana Education Service (2002), "A National Vision for Girls' Education in Ghana and a Framework for Action", p.6

⁵³ 2013年1月に実施した、女子教育室へのインタビューによる。

⁵⁴ 本項の統計データは、特に記載がない限り、教育省の教育管理情報システム (Education Management Information System) から採用した。

⁵⁵ キャピテーション・グラントは、在籍数に応じて学校に交付される学校運営予算であるが、World Bank (2010) や Camfed Ghana (2011) は、キャピテーション・グラントは初年度には効果があったものの、それ以降は、退学や教育的な成果 (知識や能力の獲得) には、限定的な効果しかなかったと指摘

学金制度、文房具や制服の支給、持ち帰り用の食糧の配布、女兒が使いやすいトイレの設置など、様々な手段を講じてきた。そのような対策もあり、就学率の向上とともに教育格差は減少傾向にあるものの、ジェンダーや地域、親の貧富の差による教育格差は依然として存在している。多くの研究が、教育に関してもっとも不利益を被っている子どもは、農村部の貧しい家庭の女兒であることを示している。2011/ 2012 年度に女兒の純就学率がもっとも高かったのはセントラル州の91.4%で、もっとも低かったのはボルタ州の70.7%である。また、女兒は男児に比べ中退も多い。2011/ 2012 年度の初等教育の修了率は、男児が95.4%であるのに対し、女兒は91.9%で、イースタン州の女兒の修了率はわずか 80.7% であった。女兒の学校へのアクセスや在籍、学習成果の達成を阻む壁としては、学校教育に係る直接費用（親に支払い能力がない）と機会費用（子どもは家にいて労働しなければならない）の問題や、親が子ども、特に女兒の教育に価値を見出していないこと、学校までの距離、教育の質の低さ（教師の質や設備の劣悪さ）、などが挙げられている⁵⁶。

中等学校教育：中等学校レベルの純就学率も、2005/ 2006年度の、男子41.5%、女子41.7%から、2011/ 2012 年度の、男子46.9%、女子45.3%と増加した。ガーナでは、中等学校教育は、無償義務教育に含まれるため、初等教育を修了した生徒の約90%は中等学校に進学する。しかし、初等教育と同様、ジェンダーや地域、家庭の所得差による教育格差は依然として存在し、アッパーイースト州とアッパーウエスト州を除くすべての州で、男子の純就学率は女子を上回っている。2011/ 2012 年度、セントラル州は、男女ともに純就学率がもっとも高く（男子54.3%、女子53.9%）、一方、アッパーイースト州の男子およびボルタ州の女子の純就学率は、それぞれ32.7%、36.5%と、もっとも低い数値を示している。ジェンダー平等指標がもっとも低いのはノーザン州 (0.75)で、次に低いのがボルタ州 (0.85) である。同年の中等学校修了率は、男子が70.4%で、女子が63.0%である。ここでもボルタ州の女子の修了率がもっとも低い数値 (51.6%) を示している。初等教育で述べた就学の壁に加え、早期婚と十代の妊娠が、女子の低い修了率の要因となっているのではないかと考えられている。また、世帯の貧富の格差は、初等教育以上に中等教育における就学や教育の継続に影響を与えている⁵⁷。

【基礎教育以降の教育】

高等学校教育：中等学校を修了した生徒の内、高等学校に進学するのは男子 37%、女子 32%だけである。2011/ 2012 年度の総就学率は、男子 39.7%、女子 34.4%である。女子生徒の就学を奨励するために宿舍の建設などが進められてはきたものの、これまでの女子教育支援が基礎教育に重点を置いており、基礎教育と基礎教育以降の教育をどのように橋渡しするかについては、多くの課題が残されていることが指摘されている⁵⁸。

技術・職業訓練：2011/ 2012 年度の技術・職業訓練機関における男子生徒と女子生徒の割合は、それぞれ63%と37%である。それら機関の教師のうち、約33%が女性である。

【高等教育】

公立の教員養成大学 (Colleges of Education) における女子学生の割合は、2011/ 2012 年度、

している。

⁵⁶ World Bank (2010), “Education in Ghana – Improving Equity, Efficiency and Accountability of Education Service Delivery”, p.16

⁵⁷ 同上

⁵⁸ Ministry of Women and Children’s Affairs, “Sector Medium Term Development Plan (SMTDP) (2010 – 2013) Latest Version 22nd November”

41.8%である。2009/ 2010 年度、ポリテクニクでは、女子学生の割合は 30%で、そのうち 80%は、マネジメント・ビジネス課程を専攻している（工学を専攻する女子生徒は約 1%、応用数学・科学を専攻する生徒は 18%である）。同年、ガーナにある 6 つの大学には、約 3 万 5 千人の女子学生が在籍しており、大学における女子学生の割合は 33%である⁵⁹。女子学生は、人文学部・社会学部や保健、教育などを専攻する傾向にあり、一方男子は、科学や工学、農業を専攻する学生が多い。

【ノンフォーマル教育】

ガーナの成人非識字率は、男性 21.7%、女性 34.7%である⁶⁰。州レベルでは、北部 3 州がもっとも高い非識字率を示している（非識字率は、ノーザン州で 75%、アッパーイースト州とアッパーウエスト州でそれぞれ 66%である）。教育省のノンフォーマル教育課は、1992 年から国家機能的識字プログラム (National Functional Literacy Programme) を開始し、現在第 3 期目を実施中である。同プログラムは NGO 等と連携して行われ、成人や若者、特に女性や農村部の貧困層が、健康や生活に必要な技術・職業技術の獲得や、市民としての意識の醸成 (civic awareness) などをとおして、機能的識字を獲得することを目指している。2008 年 8 月から 2010 年 5 月までの期間に、3 万 9 千人がプログラムに登録し、そのうち 62%が女性であった。同プログラムの実施により、農村部で教育、特に女子教育に対する意識が向上し、プログラムの参加者は、より子どもを学校に通わせる傾向があることが報告されている⁶¹。同プログラムが抱える課題の一つとして、ボランティアとして識字教室を運営するファシリテーターに女性が少ないことが挙げられる（過去 20 年間で 16%）⁶²。参加者には女性が多いことから、女性のファシリテーターがプログラムに参加できるよう対応する必要がある。

【教育の質】

一般的に、農村部の教育の質は都市部よりも劣り、より地方で、生活の厳しい地域の子どものほうが、初等教育や中等教育レベルで実施される全国テストの成績が悪くなりがちである。都市部に比べ農村部の子どもの学習成果が低い背景として、有資格教員や教材の不足、学校の設備不足などとともに、貧困や学校教育にかかる間接的な費用（学校に行くと就労できないという費用）に起因する生徒の欠席などがある。学校に女性の教員を配属することは女子教育にとってよい効果が期待できるが、有資格の教員ほど、地方には配属されたくない傾向にあるのが現状である。

⁵⁹ 2013 年 3 月現在、ガーナには、新設校を含め、9 つの公立大学がある。

⁶⁰ Ghana Statistical Service (2012), “2010 Population and Housing Census”

⁶¹ Mensah (2007) “Ghana Non-formal education, Country profile prepared for the Education for All Global Monitoring Report 2008”, p.15

⁶² Ministry of Education, “Education Sector Performance Report 2010”, pp.47-50

3.2 保健医療分野

概要
(1) 保健医療分野におけるジェンダー主流化を促進するために、2009 年、保健省によって保健セクタージェンダー政策 (Health Sector Gender Policy) が策定された。また、2000 年には、十代の妊娠や思春期の性、早期婚に焦点を当てた国家思春期リプロダクティブ・ヘルス政策 (National Adolescent Reproductive Health Policy) が策定されている。 (2) 過去 20 年の間に、女性の健康は改善を見せたが、妊産婦死亡率は、政府が設定した目標よりも依然として高い。2008 年に政府は、妊産婦の死亡は国家の緊急事態であると宣言し、妊婦が無償で保健医療へアクセスできるよう保障した。 (3) 結婚している女性の 72%が出産の時期や子どもの数をコントロールしたいと考えているが、現在何らかの避妊法を実践している女性は 24%で、35%の女性は、これ以上子どもを望まないか、少なくとも 2 年以上は間隔を空けたいにも関わらず、何の避妊法も実践していない。 (4) 子どもの死亡は、都市よりも農村部で顕著である。教育をほとんど、もしくは全く受けていない母親の子どもは、教育を受けた母親の子どもよりも死亡率が高い。 (5) ジェンダーの視点は、社会経済的、文化的に女性がリプロダクティブ・ライツを行使できない社会で HIV/エイズに取り組もうとする際には特に重要である。このような観点から、国家 HIV/エイズ戦略計画 (National HIV&AIDS Strategic Plan 2011-2015) は、HIV に対する国家的な取り組みにおいて、ジェンダー主流化を推進する必要性を強調している。

【ジェンダーに関する政策枠組み】

保健医療分野におけるジェンダー主流化を推進するために、2009 年、保健省によって保健セクタージェンダー政策 (Health Sector Gender Policy) が策定された。同政策は、重点課題として、保健医療へのアクセス、医療従事者の倫理や人権への配慮、保健医療の質の改善、保健医療におけるジェンダー不平等、HIV/エイズやジェンダーに基づく暴力、保健医療分野の財政やガバナンスを提示している。また、2000 年には、十代の妊娠や思春期の性、早期婚に焦点を当てた国家思春期リプロダクティブ・ヘルス政策 (National Adolescent Reproductive Health Policy) が、国家人口評議会 (National Population Council) によって策定されている。

【国民健康保険制度】

保健医療への財政的な負担を軽減し、アクセスを促進するために、2005年に、国民健康保険制度 (National Health Insurance Scheme) が導入された。ガーナ国民はすべて同制度に登録し、保険料を支払うことになっている。2010年時点で同制度の対象となる国民（保険証を持っている国民）は、全国民の59.5%である⁶³。

【リプロダクティブ・ヘルス／女性の健康】

ガーナでは、過去20年の間に、女性の健康は改善を見せ、妊産婦死亡率（出生10 万に対する死亡数）は、1990年の740から2007年の451まで減少したが⁶⁴、このペースが続いた場合、2015年の妊産婦死亡率は340となり、MDGの目標である185は達成できそうにない⁶⁵。助産専門技能者によ

⁶³ 2010 年 6 月時点。 The National Health Insurance Scheme ウェブサイト

⁶⁴ 本項の統計データは、特に記載がない限り、Ghana Statistical Service, Ghana Health Service and Macro International Inc. (2009), “Ghana Maternal Health Survey 2007” から採用したものである。

⁶⁵ Ministry of Health and UNDP (2011), “MDG Acceleration Framework and Country Action Plan – Maternal

る出産やその他の保健医療サービスを受けるための費用負担をなくすため、ガーナ政府は2008年に、妊産婦の死亡は国家の緊急事態であると宣言し、妊婦は国民健康保険の保険料を免除され、無償で保健医療へアクセスできるようになった⁶⁶。

ガーナ女性の健康調査 (Ghana Maternal Health Survey 2007) によると、少なくとも1回は妊婦健診を受けたことのある妊婦は96%にのぼる。都市部では、89%の女性が、4回もしくはそれ以上の妊婦健診を受けているのに対し、農村部ではその割合は70%である。一般的に、農村に居住し、あまり教育を受けていない女性は、そうでない女性にくらべ、出産時の助産専門技能者による介助や医療施設での出産を選択しない傾向にある。全国平均では、54%の出産が医療施設で行われ、55%が助産専門技能者によって介助されているが、ノーザン州では、医療施設で行われる出産は26%、助産専門技能者によって介助される出産は27%である。中等学校以上の教育を受けた女性の88%が医療施設で出産するのに対し、教育を受けたことのない女性が医療施設で出産する割合は31%である。医療施設で出産しない主な理由は、アクセスの問題（施設までの距離、交通手段の問題、付き添い人がいない、どこへ行っていいかわからない）や、必要性を感じないこと、財政的な問題などである⁶⁷。

女性の健康を改善するために、政府は、家族計画、緊急産科ケアと新生児ケア、助産専門技能者による出産介助を3つの主要優先分野とし、取り組みを促進し、進捗をモニタリングするために、2011年に国家行動計画を策定した⁶⁸。

【家族計画】

2008年のガーナの合計特殊出生率は、4.0であった。農村部の合計特殊出生率は4.9で、都市部の3.1に比べかなり高い数字となっている⁶⁹。結婚している女性の72%が出産の時期や子どもの数をコントロールしたいと考えているが、現在何らかの避妊法を実践している女性は24%で、35%の女性は、これ以上子どもを望まないか、少なくとも2年以上は間隔を空けたいにも係らず、何の避妊法も実践していない（家族計画の希望が実現できていない状態：an unmet need for family planning）。一般的に、農村部に住み、あまり教育を受けておらず、裕福でない女性のほうが、家族計画の希望を実現できていない状態である。家族計画を進めるための障害として、避妊薬・避妊具の在庫管理の問題、カウンセリングサービスの不足、サービスに対する監督やモニタリングの不足、郡議会が女性の健康への取り組みにオーナーシップを感じていないこと、男性のかかわりが少ないなどの文化的な問題、副作用に対する恐れ、などが挙げられている⁷⁰。

【乳児および5歳未満児死亡率】

ガーナ人口保健調査 (Ghana Demographic and Health Survey 2008) によると、調査前5年間の乳児死亡率（出生1000人当たりの死亡数）は50で、2003年に実施された同調査結果の64よりも減少した。同時期の5歳未満児死亡率（出生1000人当たりの死亡数）も、2003年の111から2008年の80に減少した。急性呼吸器感染症、マラリア、下痢が原因の脱水がガーナの子どもの主な死亡原因で

Health”, p.23

⁶⁶ Ghana Statistical Service, Ghana Health Service and Macro International Inc. (2009), “Ghana Maternal Health Survey 2007”, p.3

⁶⁷ 同上, p.59

⁶⁸ Ministry of Health and UNDP (2011) “MDG Acceleration Framework and Country Action Plan – Maternal Health”

⁶⁹ 本項の統計データや情報は、特に記載がない限り、Ghana Statistical Service, Ghana Health Service, and ICF Macro (2009), “Ghana Demographic and Health Survey (GDHS) 2008” から採用した。

⁷⁰ Ministry of Health and UNDP (2011), “MDG Acceleration Framework and Country Action Plan – Maternal Health”, p.47

ある⁷¹。子どもの死亡は、都市よりも農村部で顕著である。また、地域差もあり、アッパーウエスト州が乳児死亡率がもっとも高く、アッパーウエスト州とノーザン州で5歳未満児死亡率がもっとも高い。教育をほとんど、もしくは全く受けていない母親の子どもは、教育を受けた母親の子どもよりも死亡率が高い。一般的に、より裕福な家庭の子どもの死亡率は低い。生物学的な理由により、子どもの死亡率は女児よりも男児のほうが高い⁷²。2008年の人口保健調査によると、必要な予防接種をすべて受けた子どもは2003年の69%から2008年の79%に増加した。また、母親の教育レベルと世帯の裕福さが高くなるにつれて、子どもの栄養不良は減少する。

【HIV／エイズ】

ガーナのHIV感染率は減る傾向にある。産前健診を受診した妊婦を対象に実施されているHIV感染動向調査での感染率は2.1%で、ガーナの2011年の成人のHIV感染率は1.5%と推定されている⁷³。HIVとともに生きる人の数は、2011年で約22万5千人と推定されており、そのうち56%が女性であると見積もられている。国家HIV／エイズ戦略計画 (National HIV & AIDS Strategic Plan 2011-15) は、ガーナでHIV感染が拡大した要因として、もっとも感染の危険がある人々の周縁化（感染リスクを避けるための十分な情報や能力を持たず、適切な予防法にアクセスする機会や自由を損なわれていること）、コンドーム利用率の低さ、複数の性的パートナーを持つこと、偏見や差別、そしてジェンダーを挙げている⁷⁴。ジェンダーの視点は、社会経済的、文化的に女性がリプロダクティブ・ライツを行使できない社会でHIV／エイズに取り組もうとする際には特に重要である。このような観点から、国家HIV／エイズ戦略計画は、HIVに対する国家的な取り組みにおいて、ジェンダー主流化を促進する必要性を強調している。同計画の中で重点的に取り組まれているジェンダー課題は、母子感染をなくすこと、女性に届くようなサービスの絞込み、女性自身がHIV感染から身を守るようにエンパワーメントを図ることである。また、同計画は、女性が、HIV／エイズとともに生きる人々やエイズ孤児の世話において果たしている役割とその負担についても取り上げ、世話を担う女性への支援の必要性についても強調している。

⁷¹ Ghana Statistical Service, Ghana Health Service, and ICF Macro (2009), “Ghana Demographic and Health Survey (GDHS) 2008”, p.163

⁷² 同上, pp.140-141

⁷³ Ghana AIDS Commission (2012), “Ghana Country AIDS Progress Report”, p.12

⁷⁴ Ghana AIDS Commission (2010), “National HIV & AIDS Strategic Plan 2011-2015”, pp.25-26

3.3 農林水産業および農村開発分野

概要
(1) ガーナでは、成人女性の約 53%（農村部の女性の 71%）が農業に従事しており、その多くが食用作物を栽培し、ガーナの食用作物生産の 70%は女性によるものと言われている。
(2) 食糧農業省 (Ministry of Food and Agriculture) は、農業セクターにおいて、ジェンダー平等を促進し、農村部の多様なニーズに対応することによって、国家の開発を促進するための手段としての持続可能な農業開発を進めることを目的として、ジェンダーと農業開発戦略 (Gender and Agricultural Development Strategy) を策定した。
(3) 農業政策や事業におけるジェンダー主流化を促進するために、食糧農業省の中に、女性と農業局 (Women in Agricultural Development Directorate) が設置されている。
(4) ガーナの農村では、生産や収穫などの農作業の中で、どのような作業を担うかについて、明確な性別役割分業がある。一般的に、女性は食用作物栽培により多く従事し、男性はカカオなどの換金作物栽培により多く従事している。また、女性は、農産物の加工や取引において主要な役割を担っている。さらに、女性は、家事労働や育児の大半も担っており、男性にくらべ、労働負荷が大きい。
(5) 女性の農業普及員は、男性の普及員に比べ、より多くの女性農民に普及活動をしていることが報告されているが、女性の普及員は、全普及員の 20%にしかない。
(6) 文化的、制度的要因により、農村の女性は、土地や労働力、資本へのアクセスが限られている。

【ジェンダーに関する政策枠組み】

ガーナでは、成人女性の約 53%（農村部の女性の 71%）が農業に従事しており⁷⁵、その多くが食用作物を栽培し、ガーナの食用作物生産の 70%は女性によるものと言われている⁷⁶。

食糧農業省 (Ministry of Food and Agriculture) は、農業セクターにおいて、ジェンダー平等を促進し、農村部の多様なニーズに対応することによって、国家の開発を促進するための手段としての持続可能な農業開発を進めることを目的として、2000年にジェンダーと農業開発戦略 (Gender and Agricultural Development Strategy、以下 GADS) を策定し、その中で、以下の具体的な8つの戦略を設定した。8つの戦略とは、(1) ジェンダー課題に対処するために食糧農業省の組織能力を高めること、(2) 性別、年齢別のデータの整備や利用の促進、(3) 普及活動の改善、(4) 農民の金融サービスへのアクセスの改善、(5) 土地の権利に関する情報へのアクセスの改善、(6) 農業における適正技術の開発と促進、(7) 加工品の開発と多様化の促進、(8) 適正な農業慣行による環境の保護、である⁷⁷。

2007年に策定された、農業に関する国家政策である「第二期食糧・農業セクター開発政策 (Food and Agriculture Development Sector Policy II、以下 FASDEP II)」は、資源の持続的な利用と、市場経済による成長を念頭に置いた農業活動の商業化に重点を置いている⁷⁸。FASDEP II は、農業セクターにおけるジェンダー不平等と、食糧農業省の事業に、上述した GADS の8つの具体的戦略を統合することの重要性を認識しており、それを具体的に進めるために、食糧農業省は、FASDEP II とGADS とのつながりや政策目標を達成するための戦略、担当部署などを記載した、GADS 実

⁷⁵ Ghana Statistical Service (2008) “Ghana Living Standards Survey Report of the Fifth Round (GLSS 5)”, p.38

⁷⁶ Ministry of Food and Agriculture (2000), “Gender and Agricultural Development Strategy”, p.2

⁷⁷ 同上

⁷⁸ Ministry of Food and Agriculture (2007) “Food and Agriculture Development Policy (FASDEP II)”, p.7

施のための説明枠組み (Accountability Framework for Implementation of the GADS) を策定している⁷⁹。

【ジェンダーに関する制度的枠組み】

農業政策や事業におけるジェンダー主流化を促進するために、食糧農業省の中に、女性と農業局 (Women in Agricultural Development Directorate) が設置されている。中央レベルでは、女性と農業局には 20 人 (女性 13 人、男性 7 人) の職員が配置されており、州レベルでは、女性と農業を担当する州農業行政官が、各州に一人ずつ、計 10 人配属されている。GADS では、すべての郡に少なくとも一人はジェンダー担当官 (gender focal point) が配属されることになっており、多くの郡にはすでに配属されているが、まだすべての郡に配属されるまでには至っていない⁸⁰。

また、食糧農業省内の女性職員の数は少なく、女性は、すべての職員の 19%、意思決定に参加できる高官 (局長、副局長) の 17% を占めるにすぎない⁸¹。

【農業における性別役割分業】

ガーナの農村では、農作業の中でどのような作業を担うかについて、明確な性別役割分業がある。ガーナの中でも民族間・文化間で多様な形態があるものの、一般的に、男性は、土地の開墾や耕起、圃場での農産物の比較的大きな規模の取引等に従事し、女性は、種まき、除草、水やり、収穫、農産物の運搬、加工、農産物の小規模な取引等に従事している⁸²。また、女性は食用作物栽培により多く従事し、男性はカカオなどの換金作物栽培により多く従事している⁸³。女性の換金作物への関わりが少ない理由として、換金作物栽培に必要な土地や資本、労働力へのアクセスが限られているためと指摘されている⁸⁴。

伝統的に、妻は夫の農作業を手伝うことが求められており、そのために、女性は、自分の畑を放棄したり、耕作面積を小さくしたりして対応している⁸⁵。農作業の他にも、女性は、水汲みや食事の用意、まき集めなどの家事労働や育児の大半を担っているため、男性にくらべ、労働負荷が大きい⁸⁶。

さらに、農村の3分の2の世帯は、とうもろこしやキャッサバの加工、ナッツの搾油などの農産物の加工 (漁村では魚の加工) に携わっており、それらの加工においては、女性が主要な役割を担っている (加工を担う人の約9割が女性である)⁸⁷。また、農産物の取引などの農村部の商売の80%は女性によって運営されている⁸⁸。

しかし、農作業における伝統的な性別役割分業は、時代とともに徐々に変わりつつある。出稼ぎによる男性の不在や、男性が他の所得創出活動に携わっているなどの理由により、以前は男性

⁷⁹ 2013 年 1 月に食糧農業省より入手。

⁸⁰ 2013 年 1 月に行った、女性と農業局へのインタビューによる。

⁸¹ 同上

⁸² Duncan and Brants (2004), "Access To and Control Over Land from a Gender Perspective – A Study Conducted in the Volta Region of Ghana", p.5

⁸³ Duncan (2004) によると、この性別役割分業は、植民地行政の農業政策に起因するものである。植民地以前のガーナでは、家庭内消費用の作物を男女が同じ田畑で栽培していたが、植民地行政の下でガーナはパームオイルやカカオの生産拠点となり、植民地行政により男性に換金作物栽培の優先権が与えられ、女性は食用穀物栽培に留まることとなった。

⁸⁴ Duncan and Brants (2004) and Ackah and Lay (2009)

⁸⁵ Duncan (2004), "Women in Agriculture in Ghana (Second Edition)", p.31

⁸⁶ Duncan and Brants (2004), "Access To and Control Over Land from a Gender Perspective – A Study Conducted in the Volta Region of Ghana", p.15

⁸⁷ Ghana Statistical Service (2008), "Ghana Living Standards Survey Report of the Fifth Round (GLSS 5)", p.84

⁸⁸ 同上, p.89

の仕事であった開墾などの作業を、徐々に女性が担うようになってきている。また、換金作物栽培における女性の労働力の必要性が増したことにより、女性の換金作物栽培への関わりが文化的に認められるようになり、女性が換金作物栽培へより従事するようになってきている⁸⁹。しかし、女性が食用作物や換金作物栽培、農産物の取引の分担をこれまで以上に担うことにより、女性の負担が増えただけに終わっていないか、農村女性の社会経済的地位や世帯内の意思決定への参加は向上しているか、については、注意して見ていく必要がある。

【農業普及サービス】

郡の農業行政官の監督の下に、農業普及員が配属され、普及活動を行っている。一人の普及員が担当する農民の数は1700人から2500人程度である⁹⁰。普及員による新しい情報や技術の普及には男女間で大きな格差があり、女性の農民には、サービスの20%しか届いていないと言われている⁹¹。

女性の農業普及員は、男性の普及員に比べ、より多くの女性農民に普及活動をしていることが報告されている⁹²が、女性の普及員は、全普及員の20%にしかない⁹³。女性と農業局によると、ジェンダーの視点から見た農業普及サービスの課題は、女性普及員の不足、社会文化的課題（男性の普及員が女性農民に普及活動を行う難しさ、またその逆など）、女性の普及員が地方への配属を希望しない、などである。また、普及員は、自身の昇進とも関係のある、表彰されそうな農民にサービスを提供する傾向があり、賞などとは無縁とみなされている女性へサービスを提供することに消極的であることが指摘されている⁹⁴。

【女性の資源へのアクセス】

文化的、制度的要因により、農村の女性は、土地や労働力、資本へのアクセスが限られている。女性は、一部の地域を除き、土地の使用権しか認められず所有権を持たないため、貸付のための担保を提供することができない。農産物の商売をしているのはほとんどが女性であるにもかかわらず、大抵の場合、公的な貸付プログラムは商売を対象とはしていない。また、女性は、労働力を調達したり、トラクターを利用したり、肥料などの投入材を購入したりするための財政力を持っていない。小規模な食用作物栽培農家、特に女性への貸付は、担保のない、拡散して住んでいる農民に対して小規模な貸付を多数行わなければならないため管理コストが高く、金融機関からは軽視されがちである。女性が必要な資金を得るのは、主に自分の貯蓄と、夫や親族、知人、高利貸、商売人、スス制度⁹⁵などの借入れからである。また、例えば、女性の農業機械へのアクセスの改善が伴わないまま農業が機械化されれば、女性はそれまで担っていた役割を失うかもしれない、また男女の農民間での格差を拡大する可能性があるため、慎重な検討が必要とされる。女性の新しい技術や情報へのアクセスも、普及活動の不足と低い識字率によって限定的なものとなっている。市場情報を入手するために、ラジオ番組や携帯電話を利用している農民もいるようで

⁸⁹ Duncan (2004), Duncan and Brants (2004) and Doss (2002)

⁹⁰ 2013年1月に行った、女性と農業局へのインタビューによる。

⁹¹ Ministry of Food and Agriculture (2007) “Food and Agriculture Development Policy (FASDEP II)”, p.17

⁹² The World Bank and International Food Policy Research Institute (2010) “Gender and Governance in Rural Services : Insights from India, Ghana, and Ethiopia”, p.149

⁹³ 2013年1月に行った、女性と農業局へのインタビューによると、農業普及員の数は1839人で、内女性は366人である。

⁹⁴ The World Bank and International Food Policy Research Institute (2010) “Gender and Governance in Rural Services : Insights from India, Ghana, and Ethiopia”, p.263

⁹⁵ 「スス」とは小口の資金回収の方法で、業者が個人や商店を毎日まわって資金を回収（預金）し、月末に手数料（マイナスの利子）を差し引いて、纏まった金額を返すという仕組みのことである。

あるが、農村部の識字率の低さと携帯電話やインターネットの普及率を考えると、市場活動に関して情報通信技術の恩恵を受けている農民は限定的であると思われる。

公的な金融機関から担保なく貸付を受ける一つの手段が、小規模農民のためのグループ信用貸し制度である。その制度では、それぞれのグループメンバーがお互い保証人となることで担保の代わりとする。また、しばしば農民組織は、肥料やハイブリッド種の種子の配布や信用貸付の提供などの政府プログラムの受け取り窓口として組織される。しかし、女性世帯主世帯は農民組織へあまり加入していないことが報告されており、女性は、農民組織をとした公的支援からも排除されていることになる。農民組織よりも、教会組織やPTA、女性の自助グループなどのほうが女性のメンバーが多いことから、農村の女性へ支援を届けるには、それらのグループのほうが農民組織よりもよりよい仲介者として機能する可能性がある⁹⁶。女性が農業生産性を上げようとするれば、土地や金融サービス、労働力、農業投入材（種子、器具、耕作用の動物やトラクターなど）、適正技術、普及サービスなどへのアクセスとコントロールが改善されなければならない。

【漁業】

漁業セクターは、ガーナの総GDPの3%、農業セクターGDPの5%を占めると推定されており、ガーナの人口の約10%が、何らかの形で漁業セクターに従事している⁹⁷。小規模の漁業が、ガーナの海洋漁獲高の60から70%を生産している⁹⁸。漁村では、男性が漁をし、女性は魚の加工、貯蔵、取引を担っている。漁村の女性の経済状況には格差があり、魚の商売で成功した女性は、漁民への貸付を行ったり、自分で船やエンジン、ネットなどを所有している⁹⁹。一方、小規模な商売しかできない女性は、貸付へのアクセスのなさや加工用器具の高い費用、市場に保冷施設がないなどの課題に直面している¹⁰⁰。

⁹⁶ The World Bank and International Food Policy Research Institute (2010) “Gender and Governance in Rural Services : Insights from India, Ghana, and Ethiopia”, pp.156-8

⁹⁷ Ghana Investment Promotion Centre ウェブサイト

⁹⁸ FAO ウェブサイト

⁹⁹ FAO (2011) “Fishing with beach seines” and Ragnhild Overa (2003) “Gender Ideology and Manoeuvring Space for Female Fisheries Entrepreneurs”

¹⁰⁰ 2013年1月に行った、女性と農業局へのインタビューによる。

3.4 雇用および経済活動分野

概要
(1) 憲法および労働法が、働く女性の権利の保護を保障している。 (2) 職業別の男女の差は減少しているようであるが、概して、女性は補助的な業務に就くことが多く、組織の中核で仕事をすることは多くはない。 (3) 女性が経営する事業は、インフォーマル・セクターかフォーマル・セクターかにかかわらず、事業を拡大するのに必要な財政的・制度的支援を十分には受けていない。女性経営者が事業を改善するために必要なことは、他の女性経営者とのネットワーク、管理とリーダーシップに関する研修、財務研修、市場アクセスに関する情報、技術に関する情報などである。 (4) 2005年時点で、ガーナの公式・準公式の小規模金融機関のメンバー・預金者は、150万人に達すると報告されている。公式な金融機関に口座を有している15歳以上の成人の割合は29.4%とされており、男性は31.8%、女性は27.1%と格差がある。他方、マイクロファイナンスの利用者（預金者および融資利用者）は、農村でも都市でも、圧倒的に女性が多い。都市のインフォーマル・セクターでの研究によると、現金支援の効果は、生活できる最低限の稼ぎしかない商売をしている女性よりも、初めからある程度収入を得ることができる商売をしている女性のほうが大きかったという。さらに、どちらも、現金よりも機材や材料を現物で渡したほうが収益性の高い商売が行われる傾向にある。それは、女性、特にもともと収入の低い商売をしている女性は、現金を家計の支出に使ってしまうためだと報告されている。もし、生活に最低限必要なレベルの収入しか稼ぐことができない事業をしている女性のビジネス開発を進めるためにマイクロファイナンスへのアクセスが必要だとすれば、マイクロファイナンス機関は、物品での貸付（リース）や帳簿への記帳をはじめとする資金の運用の仕方など、より多彩な支援の仕方が必要かもしれない。

【ジェンダーに関する法的・政策的枠組み】

憲法24条は、すべての国民が、安全で健康的で満足のいく環境で働く権利を有し、いかなる差別もなく、同一の労働に対しては同一の賃金が支払われるべきことを規定している。また、第27条は、有給の休暇を含む産前産後の母親への特別な配慮の必要性や、子どものいる女性が潜在力を発揮できるように保育所等を設置すること、研修参加や昇進に対する女性の同等の権利を保障することが述べられている。第36条は、国は、女性が経済開発の主流に参加できるように、あらゆる手段を講じなければならないと規定している。2003年に施行された労働法の第6章は、働く女性の保護を保障している。また、同法は、セクシャルハラスメントを違法とした。ガーナでは、国家雇用政策が草案され、現在国会の最終承認を待っているところである。ガーナには女性を含む労働者を保護する法律や制度が揃っているが、インフォーマル・セクターで働く労働者（男性労働者の81%、女性の91%¹⁰¹）は、それらの法律や制度の恩恵を受けることがないのが現状である。

【ジェンダーと雇用・経済活動】

ガーナでは、女性の経済活動への参加率が高いが、民間フォーマル・セクターの70%は男性で占められている¹⁰²。民間企業で女性の雇用が多いのは、美容や娯楽、食品加工、織物セクターくらいで、男女の割合が同じ保健セクターを除くと、それ以外のセクターはすべて男性が多数を占

¹⁰¹ Ghana Statistical Service (2012) “2010 Population and Housing Census”, p.80

¹⁰² 同上

めている¹⁰³。

職業別の男女の差は減少しており、経済活動に参加している国民に占める管理職の割合は、男性2.5%、女性2.4%と、ほとんど差がない。また、専門職（男性6.7%、女性4.1%）や技術者／準専門職（男性2.9%、女性0.9%）においても、格差はあるものの縮小傾向にある。しかし、企業の中では、業務の配分や研修参加や昇進への指名についてオープンにされないなどの、公式・非公式な差別的扱いがある。概して、女性は、タイピストや秘書、受付などの補助的な業務に就くことが多い¹⁰⁴。

都市部では、経済活動に参加している人の47.2%（男性の33.8%、女性の60.3%）が、サービス（食品の加工と商売、菓の小売り、美容、縫製、家政婦、修理工など）や建設（石工、大工、配管工など）、工業（食品加工、縫製、木工、金属加工など）の分野で自営業を営んでいる¹⁰⁵。インフォーマル・セクターに女性が多いのは、低い教育レベルや少ない資本でも商売が始められるからである。

女性が経営する事業は、インフォーマル・セクターかフォーマル・セクターにかかわらず、事業を拡大するのに必要な財政的・制度的支援を十分には受けていない。女性経営者自身が感じている、事業の成長を左右する課題は、税負担、経済や規制の不確実さ、マクロ経済の不安定さ、金融へのアクセス、新しい市場へのアクセス、土地へのアクセスなどである。また、事業を改善するために必要なこととしては、他の女性経営者とのネットワーク、管理とリーダーシップに関する研修、財務研修、市場アクセスに関する情報、技術に関する情報などが挙げられている¹⁰⁶。これらの点については、国家小規模産業局（National Board for Small Scale Industries）が支援を提供できるのではないかとと思われる。国家小規模産業局は、州レベルに10事務所と、郡レベルに110のビジネス助言センターを展開しており、地方レベルにおいても、小規模産業に関するアドバイスやカウンセリングを提供できる。現在、国家小規模産業局自体は貸付プログラムを実施していないが、貸付の支援を求めている人を金融機関に紹介する橋渡し役をしている¹⁰⁷。また、公的機関以外でも、EMPRETECのようなNGOが小規模産業起業家への研修等を実施している。

【金融・マイクロファイナンスへのアクセス】

他のサブサハラ・アフリカ諸国と比べ、ガーナでは、貯蓄文化が浸透しており、成人の64%が貯蓄をし、84%が定期的に貯蓄をすることは将来のためになる、と回答している¹⁰⁸。また、ガーナはブランチレスバンキング（支店無き金融）が盛んであり、3つの移動体通信事業者（mobile network operator）のブランチレスバンキングサービスに約300万人が登録している¹⁰⁹。そのような背景もあり、2005年時点で、ガーナの公式・準公式の小規模金融機関（農村コミュニティ銀行、貯蓄・貸付会社、信用貸付組合、金融NGO）のメンバー・預金者は、150万人に達すると報告されている¹¹⁰。加えて、スズ制度や公的機関が実施するマイクロファイナンス・プログラムなども存在する。

公式な金融機関に口座を有している15歳以上の成人の割合は29.4%とされており、男性は31.8%、

¹⁰³ World Bank (2009) “Private Sector Demand for Youth Labour in Ghana and Senegal”, pp.29-31

¹⁰⁴ UNDP Ghana (2007) “Ghana Human Development Report 2007”, p.116

¹⁰⁵ Ghana Statistical Service (2008) “Ghana Living Standards Survey Report of the Fifth Round (GLSS5)”, p.36

¹⁰⁶ International Finance Corporation and MOWAC (2007) “Gender and Economic Growth Assessment for Ghana 2007”

¹⁰⁷ 2013年1月に行った、女性と農業局へのインタビューによる。

¹⁰⁸ Consultative Group to Assist the Poor (2011) “Technology Program Country Note Ghana”, p.4

¹⁰⁹ 同上, p.2

¹¹⁰ World Bank (2005) “Comparative Review of Microfinance Regulatory Framework Issues in Benin, Ghana and Tanzania”, p.11. 150万人の内、融資を利用しているのは3分の1以下である。

女性は27.1%と格差がある¹¹¹。他方、マイクロファイナンスの利用者（預金者および融資利用者）は、農村でも都市でも、圧倒的に女性が多いと言われている。ガーナで初めての、マイクロファイナンス協会間のネットワーク団体である、ガーナマイクロファイナンス組織ネットワーク (Ghana Micro Finance Institutions Network) によると、加盟団体の利用者の85%が女性とのことである。

都市のインフォーマル・セクターでの研究によると、現金支援の効果は、生活できる最低限の稼ぎしかない商売に従事している女性よりも、初めからある程度収入を得ることができる商売をしている女性のほうが大きかったという。さらに、どちらも、現金よりも機材や材料を現物で渡したほうが収益性の高い商売が行われる傾向にある。それは、女性、特にもともと収入の低い商売をしている女性は、現金を家計の支出に使ってしまうためだと報告されている。もし、生活に最低限必要なレベルの収入しか稼ぐことができない事業をしている女性のビジネス開発を進めるためにマイクロファイナンスへのアクセスが必要だとすれば、マイクロファイナンス機関は、物品での貸付（リース）や帳簿への記帳をはじめとする資金の運用の仕方など、より多彩な支援の仕方が必要かもしれない。また、同研究は、マイクロファイナンス支援が女性に集中する中で、男性が経営する小規模な事業の資金の必要性が軽視されていることも指摘している¹¹²。

【児童労働】

児童法は、雇用可能な最低年齢を15歳と定めている。ガーナ生活水準調査 (GLSS) 5 によると、7歳から14歳の子どもの約13%（男子14%、女子12%）が経済活動に従事している。農村部で経済活動に従事している子どもの数は、男子で都市部の約6倍、女子で約3倍となっている。経済活動に従事している子どもの89.3%は農村部で農業に従事しており、一方都市部では、農業と商売という二大活動に従事している。

¹¹¹ World Bank (2012) “The Little Data Book on Financial Inclusion 2012”, p.66

¹¹² Fafchamps. et al. (2011) “When is Capital Enough to Get Female Enterprises Growing? Evidence from a Randomized Experiment in Ghana”

4. JICA事業におけるジェンダー主流化状況およびジェンダー主流化に向けた教訓

本ジェンダー情報整備調査でガーナにおけるJICA事業をレビューする目的は、プロジェクトの計画段階や実施段階におけるジェンダー主流化についての教訓を引き出し、今後のJICA事業がよりジェンダーの視点に立った事業となるよう、それらの教訓を活用することである。今回のレビューでは、セクターのバランスを考慮し、以下のプロジェクトを対象とした。

プロジェクト	JICAの重点分野
HIV母子感染予防にかかる運営能力強化プロジェクト	保健
公務員研修センター機能強化プロジェクト	行財政機能の強化
現職教員研修運営管理能力強化プロジェクト	理数科教育
天水稲作持続的開発プロジェクト	農業
クマシ都市圏総合開発計画プロジェクト	経済インフラ整備

レビューを通して得られた主な知見・教訓は以下のとおりである。

(1) プロジェクトの計画立案時にジェンダーの視点を取り入れる重要性

「HIV母子感染予防にかかる運営能力強化プロジェクト」は、プロジェクトの受益者を、ヘルスワーカーとともに、産前産後ケアに訪れた女性とその子どもと設定しており、プロジェクトの立案時から、女性を対象としたプロジェクトである。このプロジェクトでは、HIV感染に取り組むためにはジェンダー課題が避けて通れないことをプロジェクトチームが十分に理解しており、すべての活動にジェンダーの視点が統合されている。その他のプロジェクトに関しては、計画立案時に特段のジェンダー視点を取り込まれていない。例えば、受益者は「世帯」や「行政官」と設定されており、男女別の指標も特に設定されていない。そのため、例えば農業のプロジェクトでは、世帯の生計向上のために実施している活動が、結果的に、女性が従来担っていた加工作業を必要のないものにしてしまう、という事例もあり、そのような活動が、世帯内の男女のパワーバランスに影響を与える可能性もあり得る。プロジェクトの実施段階におけるジェンダー主流化状況は、プロジェクトチームやガーナ側カウンターパートのジェンダーへの知識・関心の程度にも影響を受けるが（ガーナ側カウンターパートについては後述参照）、プロジェクトのあらゆる段階で確実にジェンダー主流化を推進するためには、計画立案段階でジェンダーの視点を取り入れ、プロジェクトが男性と女性それぞれにどのような影響があるのかを検討し、必要に応じてその影響を軽減する措置まで含んだ計画をすべてのプロジェクト関係者が共有する必要があると思われる。

(2) ジェンダーの視点を取り入れた事例

「クマシ都市圏総合開発計画プロジェクト」では、都市計画策定への女性の参加を促進し、女性のエンパワーメントにつながるような活動が実践されている。その主な内容は、ステークホルダー会議への女性団体や地元の女性名士（queen mothers や market queensなど）の参加促進、女性や子ども、お年寄りなどの交通弱者に配慮した公共交通計画策定、女性が生活し仕事もできるような、保育所などを整備したニュータウンの提案、女性やその家族が利用しやすい公園の建設などを都市計画に含めること、などである。また、単に、ステークホルダー会議への女性の参加を促進するだけでなく、発言するのに勇気がある全体会議の他に少人数のグループディスカッションも行っており、参加した女性が発言しやすい雰囲気作りに取

り組んでいる。本プロジェクト開始当初は、特段ジェンダーについて意識的な取り組みを計画していたわけではなかったが、ガーナ側カウンターパートと協議し、計画を作成する中で、ジェンダーの視点が重視されるようになった、とのことである。

また、「現職教員研修運営管理能力強化プロジェクト」は、教員のための校内研修普及プロジェクトであるが、同プロジェクトは、支援機関とともに作成した校内研修用の参考書に「ジェンダー」という科目を組み入れている。参考書に「ジェンダー」という科目が組み入れられた背景には、参考書を作成するためのワークショップに、ガーナ教育サービスの基礎教育課からリソースパーソンとしてジェンダー担当官を招聘し、そのことが参考書にジェンダーという科目が入るきっかけになった、という経緯があり、次項で述べるように、ガーナ側カウンターパートが、元々ジェンダーへの関心が高かったことが影響していると思われる。ジェンダーを参考書の科目として取り上げた目的は、校内研修で科目として取り上げることにより、実践の機会が不足している新任教員・若年教員に、ジェンダーについて自ら考える機会を提供することである。ジェンダーを科目として組み入れたことが、教育の現場にどのような効果をもたらしているのかについて、ジェンダーに特化した効果は測っていないものの、校内研修への参加が、教員の教授能力を高めていることについては、統計上有意であるとの調査結果が出ている。また、校内研修でのジェンダーに関するガーナ側カウンターパートの指導も、「文章問題で買い物をする人の名前が女子名だけにならない」、「肉体労働する人物が男子名だけにならないように配慮する」という具体的なものであるとのことである。

「公務員研修センター機能強化プロジェクト」も、支援機関が実施する研修プログラム「Ethical Leadership Course」に「ジェンダー」という科目を組み入れている。同プロジェクトのフェーズ1で「Ethical Leadership Course」を開発した際には「ジェンダー」という科目は入っていなかったが、コース参加者から、「ジェンダーの視点を入れたほうがよい」との指摘があり、またカウンターパート機関も同様の考えを持っていたことから、フェーズ2において「ジェンダー」という科目が組み入れられた、とのことである。ジェンダーを科目として組み入れたことがどのような効果をもたらしているのかについて、公式な形での調査は行っていないが、コース参加者から、「ジェンダーの視点の重要性についての認識が広まった」、「何をするにしてもジェンダーの視点を取り入れる必要がある」などのコメントがあり、全般的に、意識が高まり、日々の業務に生かされているようだ、とのことである。

(3) ガーナ側カウンターパートのジェンダー課題に対する積極的な姿勢

例えば、「公務員研修センター機能強化プロジェクト」や「現職教員研修運営管理能力強化プロジェクト」のガーナ側カウンターパートは、JICA事業のみならず、それぞれの機関のジェンダー主流化に熱心であった。また、「クマシ都市圏総合開発計画プロジェクト」のカウンターパートは、調査チームにジェンダーの視点を都市開発計画に取り込むよう要請したとのことである。JICA事業とは直接関連はないが、カウンターパートである公務員研修センターの校長によると、公務員研修にどのようにジェンダーの視点を組み入れるかについて、現在ジェンダー省と協議中とのことである。

ガーナ側カウンターパートのジェンダーに関する意識が高い理由として、ガーナ側カウンターパートに女性職員が多いことが考えられる。「現職教員研修運営管理能力強化プロジェクト」のカウンターパート機関である教育省も女性の職員が多く、また、「クマシ都市圏総合開発計画プロジェクト」のカウンターパートは10人中6人が女性とのことである。カウンターパートの女性職員は、ガーナの地域社会では女性の地位がまだ低く、改善が必要という認識を持っており、ジェンダー意識が高い。

このようなカウンターパート機関のジェンダー主流化に対する関心が、よりジェンダーの視点に立った事業の実施に貢献しているように思われる。

5. ガーナ国におけるジェンダー課題とジェンダー主流化に関する開発援助事業実施上の留意点

5.1 女性のエンパワーメント支援

先述したように、ガーナでは、女性の決定権は、通常は家庭の社会的な側面に限定されており、主な決定権は世帯の男性が握っている。しかし、女性の家計への財政的な貢献が増すにつれて、また教育レベルが上がるにつれて、世帯内の意思決定における女性の立場も強くなりつつある。そのことは、女性の経済的エンパワーメントと教育をとおした女性のエンパワーメントが、世帯内の意思決定への女性の参加を促進することを物語っている。

都市部では、経済活動に参加している女性の大半は、都市のインフォーマル・セクターで小規模のサービス業や商売を営んで生計を立てている。つまり、インフォーマル・セクターの成長を促進することは、都市部の女性の経済状況の改善に重要な意味を持っているのである。国家小規模産業局によると、同局にアドバイス等の支援を受けた女性の多くは、食品加工や織物、美容分野で商売を始めるという。しかし、都市インフォーマル・セクターでは、同業種間の競争が熾烈で、利益は非常に少ないのが現状である。女性が経営する小規模ビジネスの成長には、金融や市場へのアクセスや管理技術の向上、製品の質の向上、ビジネスが成長するための環境整備とともに、成長の可能性のある分野を開拓し、女性がそれらの分野へ参入できるような支援をすることも必要であろう。

農村部では、大多数の女性が、農業や農産物の加工（漁村では魚の加工）、それらの取引に従事している。先述したように、男性と女性は、農産物の生産や収穫、加工、取引において異なる役割を担っており、そのために、農業への支援は、男性と女性で異なる影響を与える可能性があることに留意しなければならない。農業の近代化は、ガーナの国家開発における重要な課題であると認識されているが、それらの国家政策が女性の経済活動や生計に与える影響には十分な注意が払われる必要がある。また、機械化や新しい技術の導入は、農業において女性がそれまで担ってきた役割を損ないかねない。農業セクターへの支援を計画する際には、性別に基づいた役割分業や新しい技術や資源へのアクセスの格差に十分な注意を払い、女性が被りかねない負の影響を軽減する方策を計画に取り入れる必要がある。

経済的エンパワーメントとともに女性の意思決定への参加を促進する教育については、ガーナは、初等教育レベルの就学率においてはジェンダー平等を達成しつつあるため、女子教育の重点は、初等教育から中等学校教育に移行している。女子教育は、世帯内の意思決定における女性の立場を強くするだけでなく、子どもの死亡や栄養状態にも影響を与える。女子生徒が中等学校に長く在籍し、修了するための支援は今後必要とされている。

5.2 案件形成段階におけるジェンダーの視点の取り入れ

女子教育や女性の健康ケアなどの女性や女子を対象としている支援を立案する際には、事業の計画にジェンダーの視点を組み入れることの重要性は、関係者に容易に理解される。事業の立案者にとっての課題は、明確にはジェンダー平等や女性のエンパワーメントを目的としていない事業でいかにジェンダー主流化を促進するかである。ガーナにおけるJICA事業の重点分野である農業（稲作）、経済インフラ（電力、運輸交通）、保健・理数科教育、行財政機能の強化分野で実施される事業の大半は、そのような事業に相当する。

ガーナで実施されているJICA事業をレビューし、プロジェクトのあらゆる段階で確実にジェ

ンダー主流化を推進するためには、計画立案段階でジェンダーの視点を取り入れ、その計画をすべてのプロジェクト関係者が共有することが重要であることがわかった。男女の異なる役割や、資源へのアクセスやコントロールにおけるジェンダーに基づいた格差を把握し、事業において適切なジェンダー視点を組み込むためには、計画立案段階に当該分野のジェンダー分析を実施する必要がある。そして、ジェンダー分析の結果は、プロジェクト・デザイン・マトリックス (PDM) に、指標や成果、男女のニーズに対応した特別な活動として、統合されるべきである。そうすれば、仮に事業の受益者が「世帯」と設定されていても、事業が世帯の各メンバーに与える影響をモニタリングすることが可能となる。ジェンダーの視点に立った計画を立案することにより、実施やモニタリング段階において、よりジェンダーの視点を組み込んだ活動が実施できると思われる。

5.3 ジェンダーに関する情報源としてのガーナ側カウンターパートの活用

ガーナでは、分権化された行政システムの下で、各省や郡議会は州や郡レベルにジェンダー担当行政官を配属することになっている。一般に、ジェンダー担当行政官の能力は低いと言われているが、州や郡レベルで実施される JICA 事業において、彼らが、ジェンダーのリソースパーソンとして機能する可能性もあるのではないだろうか。現在ジェンダー省が、郡レベルのジェンダー担当行政官の役割について、各省や郡議会と共有する覚書を準備しており、その覚書どおりにジェンダー担当行政官の機能が強化されれば、JICA 事業に、日本人の専門家等では気づかないようなジェンダーの視点を提供してくれる可能性がある。

6. 国際機関・その他機関のジェンダー関連戦略および援助事業

6.1 主要二国間援助機関のジェンダー関連戦略

(1) 英国国際開発省 (DFID)

「女子や女性のための戦略的ビジョン」の中で、4つの行動の柱が設定されている。その内容は、最初の妊娠を遅らせ安全な出産を支援する、女子や女性に経済的資産が直接渡るようにする、女子が中等教育を修了する、女子や女性に対する暴力を予防する、というものである。DFIDはまた、社会変動のための地元主導の行動や女性の意思決定プロセスへの参加促進、女性や女子の権利を保護する法的枠組みの改善、女性や女子のニーズに対応した国家政策や計画、予算化を確実にすること、などを含む、上記4つの柱を支えるための環境整備支援も実施している。加えて、DFIDは、すべての支援プログラムへのジェンダー主流化を進めている。DFIDのガーナ事務所は、上記戦略に基づいてジェンダー関連のプロジェクトを策定し、実施している¹¹³。

(2) カナダ国際開発庁 (CIDA)

ジェンダー平等、環境、ガバナンスは、CIDAが実施する事業の分野横断的な課題であるが、その中でジェンダー平等政策は、人権、資源へのアクセスとコントロール、意思決定への参加に焦点を当てている。ガーナにおけるCIDAの優先分野は、食料安全保障と子どもと若者(特に安全な飲み水へのアクセスとの関連)である。ジェンダーの視点は、それらすべてのプロジェクトへ組み込まれている¹¹⁴。

6.2 国際機関・その他機関によるジェンダー関連援助事業リスト

プロジェクト/プログラム	実施機関	ドナー機関	期間	予算	支援分野
Gender/ Assistance to the Ministry of Gender, Children and Social Protection					
The 6 th Country Program	Ministry of Gender, Children and Social Protection (former MOWAC)	UNFPA	2012-2016	US\$ 51.0m (including health sector)	Gender Equity
Capacity development of MOWAC		CIDA	Ongoing	NA	Capacity Development
Gender Responsive Skills & Community Development Project		AfDB	2009-	UAC 9,400,000	Capacity Development, Vocational skills training services
Strengthening of GRB and Monitoring Unit		UNW	2013	NA	Strengthening of GRB and Monitoring Unit
Capacity building for the National Survey on Domestic Violence (DV)		DFID	Waiting for the approval		Capacity building of Research Unit of DV Secretariat
Women's Participation in Politics	Women in Law and Development in Africa (NGO)	DFID	2010-2013	£ 434,330	Women' participation in decision making in local and national government

¹¹³ 2013年1月に実施したインタビューによる。

¹¹⁴ 同上

プロジェクト/プログラム	実施機関	ドナー機関	期間	予算	支援分野
					structure
Education					
Girls Unite and Participatory Approaches to Students Success (PASS) in Ghana	Ministry of Education, Camfed (NGO)	DFID	2011-2016	£17,470,000	Girls' education in secondary school
Take Home Ration for Girls in Basic Education	WFP	District Assembly Common Fund	2000-2016	US\$ 19.6m	Attendance and completion of girls in basic education
Transition and Persistence Project	Plan Ghana	USAID	2010-2013	US\$ 8m +1.6m (matched by Plan)	JHS enrolment and completion especially among girls
Health					
The 6 th Country Program	NA	UNFPA	2012-2016	US\$ 51.0m	Reproductive Health, HIV/ AIDS
The Country Program 2012-2016	NA	UNICEF	2012-2016	US\$ 183m (including education and child protection)	IMCI, PMTCT, Child health, Nutrition, sanitation and water
Adolescent Reproductive Health in Ghana	NA	DFID	2011-2016	£17,100,000	Reproductive health needs of adolescents age
Multi Annual Strategic Plan 2012-2015	NA	Embassy of Kingdom of Netherland	2012-2015	NA	Sexual and Reproductive Health and Rights
Project for improving Reproductive Health in Kwahu East	JOICFP (NGO)	Government of Japan	2011-2014	NA	Reproductive Health
Agriculture and Rural Development					
Greater Rural Opportunities for Women (GROW)	Mennonite Economic Development Associates	CIDA	2012-2017	\$ 18,500,000	Agricultural development, especially for women
Agricultural Development and Value Chain Enhancement (ADVACNE) Project	ACDI/ VOCA	USAID	2011- Ongoing	NA	Food security and competitiveness in the domestic markets
Economic activities					
Business Sector Advocacy Challenge Fund (BUSAC) II	COWI	USAID, EU, DANIDA	2010- Ongoing	NA	Empowerment of private sector institutions
Market Development in the North	NA	DFID	2013-2017	£ 530,000	Market access for the poor and increase in trade
Others					
Strengthening Transparency Accountability & Responsiveness in Ghana (STAR)	CSOs and NGOs	DFID, DANIDA, USAID, EU	2010-2015	US\$ 360,000 (SRAR Fund)	Governance (Gender Equality component in each activity)

7. ジェンダー関連の情報源

7.1 関連機関／組織・人材リスト

組織	所掌分野／活動	連絡先
Ministries and Government Organizations		
Ministry of Gender, Children and Social Protection (former Ministry of Women and Children's Affairs: MOWAC)	• Formulation of gender and children specific policies and guidelines • Domestic Violence (Secretariat) • Human Trafficking (Secretariat) • Gender Responsive Budgeting, etc.	Mr. Gershon Kumor Chief Director, P.O. Box M186, Accra Tel +233-30-2688183
Girls' Education Unit (GEU), Ghana Education Service	• Coordination to facilitate, network, influence, focus, plan and evaluate, and collect and disseminate data and good practices on girls' education	Ms. Matilda Bannerman-Mensha Director, GEU, Literacy House, P. O. Box M45, Accra, Tel +233-50-9041923
Women in Agriculture Development Directorate (WIAD), Ministry of Food and Agriculture	• Improved nutrition interventions • Value addition to agricultural produce • Food safety along the agricultural value chain • Gender mainstreaming of all agricultural policies, programs and projects	Ms. Victoria Aniaku Assistant Director, WIAD, P.O. Box MB 37, Accra, Tel +233-(0)21662253
National Board for Small Scale Industries (NBSSI)	• Facilitating the improvement of the environment for small-scale business creation and growth • Facilitating small-scale enterprises access to business development services • Providing advisory and counseling services • Promoting group formation and strengthening associations	Ms. Anna Armo-Himbson Director, Entrepreneurship Development Department, NBSSI (There is the Women Entrepreneurship Development Department in the NBSSI.) 7 Gamal Abdul Nasser Extension Ministries, Accra Tel +233-(0)21661393
Bi-lateral Agencies		
DFID Ghana	• Delaying first pregnancy and support safe childbirth • Getting economic assets directly to girls and women, • Getting girls through secondary school • Preventing violence against girls and women	Ms. Fauzia Issaka Gender Equality and Social Development Advisor, British High Commission, Osu Link off Gamel Abdul Nasser Avenue, P.O. Box GP 296 Tel: +233-(0)302-253243 ext 1522
CIDA	• Capacity building • Food security • Children and youth	Ms. Francesca Pobe-Hayford Senior Gender Advisor, Program Support Unit, 38 Independence Avenue, Tel: +233-(0)30-7011729 ext 1216
NGOs		
JOICFP	• Reproductive health • Family planning • Prevention of Mother-to-Child Transmission of HIV	Ms. Ryoko Nishida Project for Strengthening Operational Capacity of Prevention of Mother-to-Child Transmission of HIV
Others		
Ghana Micro Finance Institutions Network (GHAMFIN)	• Network organization of apex bodies (associations) on microfinance	Mr. Moses N. Oppong Business Development Officer, 47 Blohum Street, Dzorwulu, P.O. Box AH 1392 Tel+233-302-769961

7.2 関連資料および文献リスト

書名	著者	出版社／情報源	年
General Situation of Women and Government Policy on Gender			
National Gender and Children Policy	MOWAC	MOWAC	NA
Revised National Gender Policy (Working Draft)	MOWAC	MOWAC	2012
Sector Medium Term Development Plan 2010-2013	MOWAC	MOWAC	
Statement of Policy on the Implementation of Proposals and Recommendations for Affirmative Action towards Equality of Rights and Opportunities for Women in Ghana	Government of Ghana	Government of Ghana	NA
Rural Women and The MDGs 1 and 3: Ghana's Success and Challenges (Technical Paper)	MOWAC	Ghana's Side Event, 56 th CSW, New York, 29 th February, 2012	2012
Ghana Human Development Report 2007	UNDP Ghana	UNDP Ghana	2007
A Situation Analysis of Ghanaian Children and Women	UNICEF and MOWAC	UNICEF and MOWAC	2011
2010 Population and Housing Census - Summary Report of Final Results	GSS (Ghana Statistical Service)	GSS	2012
Education			
A National Vision for Girls' Education in Ghana and a Framework for Action	Girls' Education Unit (GEU)	GEU	2002
Gender Education Strategic Plan 2012-2017 (draft)	GEU	GEU	
What Works in Girls' Education in Ghana – A critical review of the Ghanaian and international literature	Camfed Ghana	DFID and Ministry of Education	2011
Statistical data in education	Education Management Information System (EMIS)	Ministry of Education	
Health			
Health Sector Gender Policy	Ministry of Health	Ministry of Health	2009
Ghana Maternal Health Survey 2007	GSS, Ghana Health Service (GHS) and Macro International Inc.	GSS, GHS and Macro International Inc.	2009
Ghana Demographic and Health Survey 2008	GSS, GHS and ICF Macro	GSS, GHS and ICF Macro	2009
MDG Acceleration Framework and Country Action Plan – Maternal Health	Ministry of Health and UNDP	Ministry of Health and UNDP	2011
Agriculture and Rural Development			
Gender and Agricultural Development Strategy	Ministry of Food and Agriculture	Ministry of Food and Agriculture	2000
Gender and Governance in Rural Services: Insights from India, Ghana and Ethiopia	World Bank and International Food Policy Research Institute	World Bank and International Food Policy Research Institute	2010
Employment and Economic Activities			
Gender Inequalities in Rural Employment in Ghana – Policy and Legislation	FAO	FAO	2012
Gender and Economic Growth Assessment for Ghana 2007	International Finance Corporation and MOWAC	International Finance Corporation and MOWAC	2007
The Informal Sector in Ghana	Clara Osei-Boateng and Edward Ampratwum	Friedrich Ebert Stiftung	2011

8. 用語・指標解説

アクセスとコントロール Access and Control	アクセスは、土地、労働、資金といった経済活動を行ううえでの資源やサービスなどを使用できること、あるいは使用する権利を有すること。コントロールは、資源やサービスなどの管理について決定、所有する権利。
アファーマティブ・アクション Affirmative Action	社会的・構造的な差別によって不利益を被っている集団に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な、積極的優遇措置。ポジティブ・アクションとも言う。
エンパワーメント Empowerment	個々人が問題を自覚し、自己決定権、経済的・社会的・法的・政治的な力をつけ（能力を発揮し）ていくこと。そのような個人の連帯が人々による社会変革を実現していくという意味を持つ。
機能的識字 Functional literacy	ある集団や地域社会が効果的に機能し発展するために、そしてそこにすむ自分自身が向上するために必要とされる（読み・書き・計算などの）能力のこと。
経口補水療法使用率 Oral rehydration therapy use rate	下痢症により引き起こされる脱水に対して、口から補液を行う療法の利用率。
合計特殊出生率 Total Fertility Rate	15～49歳の女性の年齢別出生率の合計。一人の女性が生涯に生む子どもの数の平均値と考えることができる。
5歳未満児死亡率 Under 5 Mortality Rate	出生時から5歳になる日までに死亡する確率。出生1000人当たりの死亡数で表す。
ジェンダー Gender	生物学的な性別（sex）ではなく、社会的・文化的に形成された性別のこと。
ジェンダーエンパワーメント測定 Gender Empowerment Measurement	市場経済と政治の領域に女性がどれほど参画できているかを図るもの。国会議席における女性占有率、管理職と専門職、技術職における女性の割合、男女の推定勤労所得の変数から算出される。
ジェンダー開発指数 Gender-related Development Index	人間開発指数と同様の3つの指標（出生時平均余命、成人識字率と総就学率、一人当たりGDP）に対し、男女の格差にペナルティーを科す方法で調整した指数。
ジェンダー公正 Gender equity	ジェンダーに関するすべての問題に公平性または公正性を適用させること。数の上の絶対平等を主張することが公平であるとは限らない。男女の機会の平等を達成するには、双方とも最初から同等の立場で知識や資源を利用できることが必要であり、そうになっていない場合には、女性のための特別措置がまず必要である。
ジェンダー主流化 Gender mainstreaming	ジェンダーの視点を開発の過程に組み入れること。①ジェンダー平等の視点をすべての政策・事業に組み込んでいくこと、②すべての開発課題において、男性と女性の両方が意思決定過程に参加できるようにすることの二つの側面がある。
ジェンダー不平等指数 Gender Inequality Index (GII)	UNDPは、『人間開発報告書2010』において、1995年以来毎年公表してきたジェンダー開発指数およびジェンダーエンパワーメント測定を廃止し、代わって、「ジェンダー不平等指数 (GII)」を発表した。GIIは、リプロダクティブ・ヘルス、エンパワーメント、労働市場への参加の面におけるジェンダー間の不平等により、人間開発の成果がどの程度失われているかを示す指標。値は、0（完全に平等）から1（完全に不平等）までの数字であらわされる。
ジェンダー平等 Gender equality	OECD開発援助委員会 (DAC) の「開発協力におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントガイドライン」によると、「ジェンダー平等とは、男性と女性が同じになることをめざしてはいない。人生や生活において、さまざまな機会が男女均等であることをめざすものである。また、ジェンダー平等といっても、すべての社会や文化に画一的なジェンダー平等モデルを強制するものでもない。ジェンダー平等の意味するところを男性と女性がともに考えて選択する機会を均等に有し、そのジェンダー平等を達成するために男女

	が協同で取り組むという考えである。現在は明らかにジェンダー格差が存在しているので、男女を平等に扱うのみでは不十分である。」
ジェンダー平等指数 Gender parity index (GPI)	教育分野における男子就学者に対する女子就学者の割合。数値が1の場合に、男女間の平等が達成されているとみる。
ジェンダー分析 Gender analysis	男女の役割やニーズの違いを明らかにすることを目的として、ある社会の男女の状況、役割分担およびその実施状況、相互関係などをはあくするため行う分析。
ジェンダー予算 Gender responsive budgeting	国家政策と予算配分のジェンダー分析を行い、各政策の影響が公平にいきわたるよう、政策の変更や予算の再配分を行うこと。
ジニ指数 Gini Index	ジニ係数をパーセント表示した数値がジニ指数。ジニ係数は、ある国や地域の所得（または消費）の平等・不平等度を示す指標。完全に平等な社会では0になり、完全に不平等な社会では1になる。ジニ指数では、完全に不平等な社会を100で表す。一般に、ジニ係数が0.4（ジニ指数が40）を越えると、厳しい格差があり、社会を不安定にする要素があると判断される。
純就学率 Net Enrolment Ratio	学齢在学者数と学齢生徒数の比。
性別役割分業 Gender division of labor	役割、責任、活動についての男女間での分担。仕事に対する社会的価値観によって決まるが、時代や価値観の変化により変化する。
総就学率 Gross Enrolment Ratio	在学者数と学齢生徒数の比。
ナショナル・マシンナリー National Machinery	女性の地位向上のために総合的な施策を進めるための国内機構（本部）。
乳児死亡率 Infant Mortality Rate	出生時から1歳になる日までに死亡する確率。出生1000人当たりの死亡数で表す。
妊産婦死亡率 Maternal Mortality Ratio	年間出生数に対する、妊娠中または妊娠終了後42日未満の女性の妊娠・出産を原因とする年間死亡数の比率。出生10万人に対する死亡数で表す。
ノンフォーマル教育 Non-formal Education	正規の学校教育制度の枠外で組織的に行われる活動。学校外教育。フォーマル教育（学校教育）が初等教育の完全普及を達成できていない現状に対応するため、すべての人の基礎教育ニーズを補完的で柔軟なアプローチで満たそうとする活動をさす。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ Reproductive Health/ Rights	人間の生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病・障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。つまり、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由を持つことを意味する。さらに安全で効果的、安価で利用しやすい避妊法についての情報やサービスを入手することが含まれる。
労働力率 Labor force participation rate	15歳以上人口（ガーナの場合）に占める労働力人口（15歳以上の人口のうち、就業者と失業者を合計した人口）の割合。

【用語・指標解説の参考文献】

JICA (2009) 「課題別指針 ジェンダーと開発」

JICA (2011) 「課題別指針 母子保健」

JICA (2005) 「課題別指針 ノンフォーマル教育」

JICA (2006) 「課題別指針 基礎教育」

UNDP (2011) 「人間開発報告書2010」

UNESCO (2012), “World Atlas of Gender Equality in Education”

田中由美子、大沢真理、伊藤るり (2002) 「開発とジェンダー」、国際協力出版会

IPPF セクシュアル / リプロダクティブ・ヘルス用語検索サイト、<http://www.joicfp.or.jp/ippf/index.php>

内閣府男女共同参画局ウェブサイト、http://www.gender.go.jp/policy/positive_act/index.html#positive_act

9. 参考文献

Ackah, Charles and Lay, Jann (2009) “Gendered Impacts of Agricultural Liberalisation: Evidence from Ghana”, Maurizio Bussolo and R.E. De Hoyos (eds.) *Gender Aspects of the Trade and Poverty Nexus: A Micro-Macro Approach*, Palgrave Macmillan, New York,
(<http://www.pegnet.ifw-kiel.de/conference-2008-paper/Ackah.pdf>)

African Development Fund (2008) “Ghana Country Gender Profile”,
(<http://www.afdb.org/fileadmin/uploads/afdb/Documents/Project-and-Operations/ADF-BD-IF-2008-237-E-N-GHANA-COUNTRY-GENDER-PROFILE.PDF>)

African Peer Review Mechanism (2005), “Country Review Report of the Republic of Ghana”,
(<http://www.afdb.org/fileadmin/uploads/afdb/Documents/Project-and-Operations/00798283-EN-APRM-GHANA-REVIEW-REPORT-JUNE-2005.PDF>)

Brown, Charles K. (1994), “Gender Roles in Household Allocation of Resources and Decision-making in Ghana”, Fadep Technical Series No.2, the Family and Development Programme, University of Ghana

Camfed Ghana (2011) “What Works in Girls’ Education in Ghana – A critical review of the Ghanaian and international literature”

Consultative Group to Assist the Poor (2011) “Technology Program Country Note Ghana”,
(<http://www.cgap.org/sites/default/files/CGAP-Technology-Program-Country-Note-Ghana-Jun-2011.pdf>)

Doss, Cheryl R. (2002) “Men’s Crops? Women’s Crops? The Gender Patterns of Cropping in Ghana”, *World Development* Vol.30, No.11, pp.1987-2000

Duncan, Beatrice Akua (2004) “Women in Agriculture in Ghana (Second Edition)”, Friedrich Ebert Foundation

Duncan, Beatrice Akua and Brants, Caroline (2004) “Access To and Control Over Land from a Gender Perspective – A Study Conducted in the Volta Region of Ghana”, FAO, SNV Netherlands Development Organisation and Women in Law and Development in Africa,
(<http://www.fao.org/docrep/007/ae501e/ae501e00.htm>)

Fafchamps, M. et al. (2011), “When is Capital Enough to Get Female Enterprises Growing? Evidence from a Randomized Experiment in Ghana”, Policy Research Working Paper, No.5706, the World Bank,
(<http://www.ipc.umich.edu/mckenzie-ghana-edts-11-18-2010.pdf>)

FAO (2011), “Fishing with beach seines”, (<http://www.fao.org/docrep/014/i2117e/i2117e.pdf>)

Ghana AIDS Commission (2012), “Ghana Country AIDS Progress Report”

Ghana AIDS Commission (2010), “National HIV & AIDS Strategic Plan 2011-2015”

Ghana Health Service (2010), “The Health Sector in Ghana – Facts and Figures 2010”,
(http://www.moh-ghana.org/UploadFiles/Publications/GHS%20Facts%20and%20Figures%202010_22APR2012.pdf)

Ghana Statistical Service (2007), “Pattern and Trends of Poverty in Ghana 1991-2006”,
(<http://catalog.ihnsn.org/index.php/catalog/63/download/65112>)

Ghana Statistical Service (2008), “Ghana Living Standard Survey Report of the Fifth Round (GLSS 5)”,
(http://www.statsghana.gov.gh/docfiles/glss5_report.pdf)

Ghana Statistical Service, Ghana Health Service, and ICF Macro (2009), “Ghana Demographic and Health Survey (GDHS) 2008, Preliminary Report”,
(<http://www.measuredhs.com/pubs/pdf/FR221/FR221%5B13Aug2012%5D.pdf>)

Ghana Statistical Service, Ghana Health Service, and Macro International Inc. (2009), “Ghana Maternal Health Survey 2007”, (http://pdf.usaid.gov/pdf_docs/PNADO492.pdf)

Ghana Statistical Service (2010), “Ghana's Economic Performance 2009”,
(http://www.statsghana.gov.gh/docfiles/news/gh_eco_performance_2009_in_figures.pdf)

Ghana Statistical Service (2012), “Ghana's Economic Performance 2011”,
(http://www.statsghana.gov.gh/docfiles/GDP/EconomicPerformance_2011.pdf)

Ghana Statistical Service (2012), “2010 Population and Housing Census – Summary Report of Final Results”,
(http://www.statsghana.gov.gh/docfiles/2010phc/Census2010_Summary_report_of_final_results.pdf)

Girls’ Education Unit, Ghana Education Service (2002), “A National Vision for Girls’ Education in Ghana and a Framework for Action: Charting the Way Forward”, (<http://www.eric.ed.gov/PDFS/ED473770.pdf>)

Girls’ Education Unit, Ghana Education Service (2012) “Gender Education Strategic Plan 2012 – 2017 (Draft for Consultation), May 2012”

Government of Ghana (not dated), “Statement of Policy on the Implementation of Proposals and Recommendations for Affirmative Action towards Equality of Rights and Opportunities for Women in Ghana”

Government of Ghana, “Medium-Term National Development Policy Framework: Ghana Shared Growth and Development Agenda (GSGDA), 2010-2013”

International Finance Corporation and Ministry of Women and Children's Affairs (2007), "Gender and Economic Growth Assessment for Ghana 2007",

(<http://www.ifc.org/wps/wcm/connect/debed98048855534b5fcf76a6515bb18/Ghana%2BGender%2BAssessment.pdf?MOD=AJPERES&CACHEID=debed98048855534b5fcf76a6515bb18>)

Mensah, Francis Owuse (2007), "Ghana Non-formal education, Country profile prepared for the Education for All Global Monitoring Report 2008", UNESCO,

(<http://ddp-ext.worldbank.org/EdStats/GHAgmrpro07.pdf>)

Ministry of Education (not dated), "Education Sector Performance Report 2010",

(<http://www.idpfoundation.org/Ghana%20MoE%20Ed%20Performance%20Report%202010.pdf>)

Ministry of Finance and Economic Planning, "The Budget Statement and Economic Policy of the Government of Ghana for the 2012 Fiscal Year Presented to Parliament on Wednesday 16th November 2011 by Dr.Kwanbena Duffuor, Minister for Finance and Economic Planning on the authority of H.E. Prof.John Evans Atta Mills, President of the Republic of Ghana (The 2012 Budget Statement and Economic Policy of the Government)"

(http://www.mofep.gov.gh/sites/default/files/budget/2012_budget.pdf)

Ministry of Food and Agriculture (2000), "Gender and Agricultural Development Strategy"

Ministry of Food and Agriculture (2007) "Food and Agriculture Development Policy (FASDEP II)"

Ministry of Health and UNDP (2011) "MDG Acceleration Framework and Country Action Plan – Maternal Health",

(http://ghana.unfpa.org/assets/user/file/MAFGhana_MDG5.pdf)

Ministry of Women and Children's Affairs, "Sector Medium Term Development Plan (SMTDP) (2010-2013) Latest Version 22nd November"

Ministry of Women and Children's Affairs (2010), Ghana National Action Plan For the Implementation of the United Nations Security Council Resolution 1325 On Women Peace and Security: GHANAP 1325),

(http://www.peacewomen.org/assets/file/ghana_nap_oct2010.pdf)

Ministry of Women and Children's Affairs (2012), "Rural Women and The MDGs 1 and 3: Ghana's Success and Challenges", Technical Paper, Ghana's Side Event, 56th CSW, New York, 29th February, 2012,

(http://www.un.org/womenwatch/daw/csw/csw56/side_events/Ghana_CSW_flyer.pdf)

Ministry of Women and Children's Affairs (2012), "revised National Gender Policy (working draft)"

National Development Planning Commission (NDPC), Government of Ghana and the United Nations Development Programme (UNDP) Ghana (2010) "2008 Ghana Millennium Development Goals Report",

(http://web.undp.org/africa/documents/mdg/ghana_april2010.pdf)

North-South Institute (1995) “Gender and the Implementation of Structural Adjustment in Africa: Examining the Micro-Meso-Macro Linkages. The Ghana Study”

Ragnhild Overa (2003) “Gender Ideology and Manoeuvring Space for Female Fisheries Entrepreneurs”, Research Review of the Institute of African Studies, Vol. 19, No 2 (2003)

UK Border Agency (2012), “Ghana Country of Origin Information (COI) Report”, (<http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/sitecontent/documents/policyandlaw/coi/ghana/ghanaCOImay12.pdf?view=Binary>)

UNDP (2011), “Human Development Report 2011”, (http://hdr.undp.org/en/media/HDR_2011_EN_Complete.pdf)

UNDP Ghana (2007), “Ghana Human Development Report 2007”, (http://hdr.undp.org/en/reports/national/africa/ghana/NHDR_2007_Ghana.pdf)

United Nations Security Council Resolution 1325 (2000)

WHO (2007), “World Health Statistics 2007”, (http://www.who.int/gho/publications/world_health_statistics/whostat2007.pdf)

WHO (2012), “World Health Statistics 2012”, (http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/44844/1/9789241564441_eng.pdf)

World Bank (2005), “Comparative Review of Microfinance Regulatory Framework Issues in Benin, Ghana and Tanzania”,

World Bank (2009), “Private Sector Demand for Youth Labour in Ghana and Senegal – Ghana and Senegal Study Findings”, (http://www.ilo.org/public/english/employment/yen/downloads/psi/psi_study.pdf)

World Bank (2010), “Education in Ghana, Improving Equity, Efficiency and Accountability of Education Service Delivery”

World Bank (2011) “Republic of Ghana Tackling Poverty in Northern Ghana”, (<http://www.globalclimategovernance.org/sites/default/files/publications/ebaines/Tackling%20Poverty%20in%20Northern%20Ghana.pdf>)

World Bank (2012) “The little Data Book on Financial Inclusion 2012”, (<http://data.worldbank.org/sites/default/files/the-little-data-book-on-financial-inclusion-2012.pdf>)

World Bank and International Food Policy Research Institute (2010), “Gender and Governance in Rural Services: Insights from India, Ghana and Ethiopia”, (<https://openknowledge.worldbank.org/bitstream/handle/10986/2410/528600PUB0Rura101Official0Use0only1.pdf?sequence=1>)

World Economic Forum (2006) “The Global Gender Gap Report 2006”,
(http://www3.weforum.org/docs/WEF_GenderGap_Report_2006.pdf)

World Economic Forum (2012) “The Global Gender Gap Report 2012”,
(http://www3.weforum.org/docs/WEF_GenderGap_Report_2012.pdf)

高根 務 (1999) 「ガーナのココア生産農民」、アジア経済研究所、研究双書 No.498

【ウェブサイト】

Commonwealth Local Government Forum website,
<http://www.clgf.org.uk/userfiles/1/files/Ghana%20local%20government%20profile%202011-12.pdf>

FAO website, <http://www.fao.org/ghana/en/>

Ghana Investment Promotion Centre website,
<http://www.gipcghana.com/>

Ghana Police Service official website, http://www.ghanapolice.info/dvvsu/about_dvvsu.htm

Inter-Parliamentary Union website, <http://www.ipu.org/wmn-e/world.htm>

The National Health Insurance Scheme website, <http://www.nhis.gov.gh/?CategoryID=309>

The World Bank Website (World Development Indicators), <http://data.worldbank.org/country/ghana>

WHO Website (Global Health Observatory Data Repository), <http://www.who.int/gho/countries/gha/en/>